

第2章 整備マニュアル

■整備マニュアルの利用のしかた

1. 建築物
2. 公共交通機関の施設
3. 道路
4. 公園等
5. 駐車施設

■整備マニュアルの利用のしかた

第2章では建築物、公共交通機関の施設、道路、公園等、駐車施設の各対象施設の整備項目ごとに①「整備の基本的考え方」②「整備基準」③「さらに望ましい基準」④「解説」⑤「配慮事項」及び⑥「参考解説図」を説明してあります。

① **整備の基本的考え方**

対象施設の整備項目の特性と整備の原則を示しています。

② **整備基準**

福祉のまちづくり条例施行規則の整備基準(別表第2)で、施設の整備等に際して努力しなければならない基準です。

③ **さらに望ましい基準**

条例に定めた整備基準が現状を踏まえた基本的基準であるため、物理的障壁の完全な除去を目指し、より望ましい基準を示したもので、できるだけこの基準に適合する施設整備が望まれます。

④ ○解説

整備基準の語彙の補足説明を行ったものです。

⑤ ○配慮事項

整備基準に基づく施設整備に当たって、より使いやすい施設とするため、参考となる事項や注意を要する事項を示したものです。

⑥ **参考解説図**

文章説明を補足するもので、標準的な設計寸法、配慮事項の図解、整備イメージなどを例示してあります。

参考解説図中で(☆)のついた数値等は望ましい基準を示しています。

1. 建築物

- [1] 出入口
- [2] 廊下等(廊下その他これに類するもの)
- [3] 階段(その踊場を含む)
- [4] 昇降機
- [5] 便所
- [6] 駐車場
- [7] 敷地内の通路
- [8] 観覧席等(観覧席又は客席)
- [9] 浴室
- [10] 更衣室等(更衣室、シャワー室及び洗面所)
- [11] 客室
- [12] 受付カウンター・記載台
- [13] 公衆電話設備
- [14] 券売機
- [15] 改札口
- [16] 休憩所
- [17] 授乳及びおむつ替えの場所
- [18] 案内標示等(案内標示及び非常警報装置)

□建築物の整備にあたっての基本方針

建築物は、日常生活の中でも身近で利用の機会が多い施設の一つであり、それを利用する者への配慮を行うことは、設計の際の基本である。したがって、建築物は高齢者や障害者などを含むすべての人々にとって利用しやすい施設となるよう整備することが望まれる。とりわけ、不特定又は多数の人々が利用する公共性の高い建築物においては、率先して推進していく必要がある。そして、単に建築法規に適合させるだけでなく、高齢者や障害者などがその建築物を利用するにあたっての利便性・安全性をよく検討し、可能な限り障壁を除去することにより、高齢者や障害者などが円滑に利用できるよう配慮することが必要である。

そうした整備上の配慮の基準を設定したものであり、その前提としての考え方は次のようなものである。

- 高齢者や障害者などが利用する上での障壁をできるかぎり除去するとともに、さらに進んで、利用しやすい建築物をめざす。また、通常時の円滑な利用はもとより、非常時の対応も考慮し整備を行なう。
- 施設整備上配慮すべき対象者を単に障害者に限定せず、高齢者や障害者などを含むすべての利用者とし、多様な利用者を想定するとともに、個々の特性に応じた配慮を行う。
- 建築物の用途や目的は一樣ではなく、規模も異なっているため、それぞれの建築物に合わせた配慮をする。

1. 建築物

[1] 出入口

整備の基本的考え方

建物の玄関、駐車場への出入口、及び各室への出入口は高齢者や障害者が円滑に利用できるよう、有効幅員の確保、開閉の容易な扉および段差の解消を行う。

整備基準

(1) 直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに不特定又は多数の者が利用する各室（宿泊施設の客室については[11]客室の項の基準に適合する客室に限る。）の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。

イ 幅は、内法を80cm以上とすること。

ロ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している「車いす使用者」が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(2) 直接地上へ通ずる前号に定める構造の出入口には、ひさし、車寄せ上屋その他これらに相当するものが設けられていること。

さらに望ましい基準

・直接地上へ通ずる出入口の幅は1以上を120cm以上とし、その他は内法を90cm以上とすること。

・120cm以上にした戸のうち1以上は自動開閉その他は車いす使用者が円滑に利用できる構造とすること。

・戸は廊下等に突出しない構造とすること。

○ 解説

※直接地上へ通ずる出入口：玄関などの出入口。

※内法を80cm以上：内法80cmは車いすで通行可能な最小寸法。

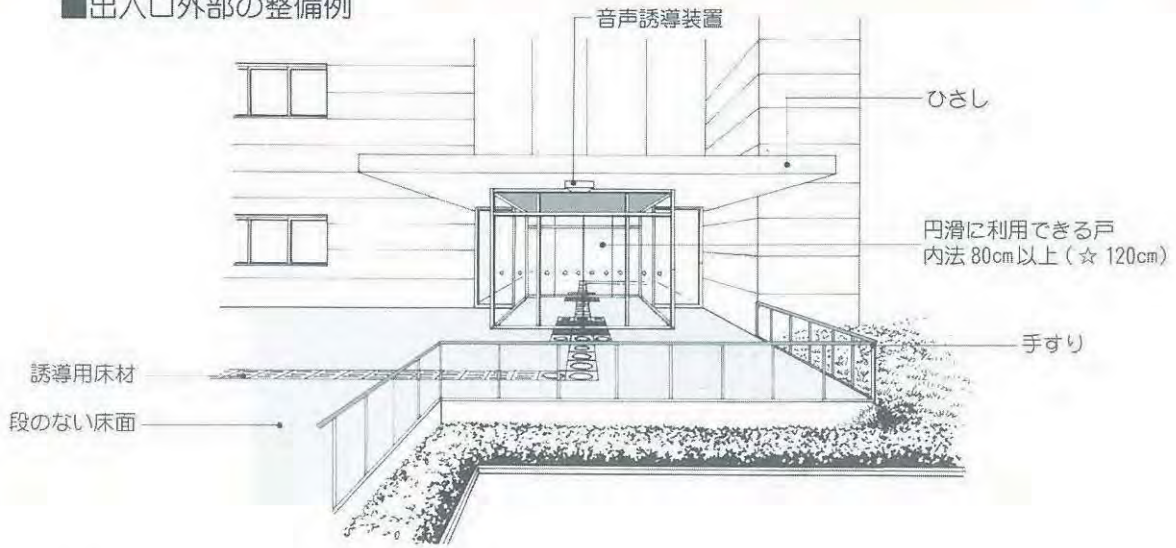
※支障となる段：車いす使用者が通過する際に、1cm以上の高低差があり角張っている段差は、支障となる場合がある。

○ 配慮事項

- ・風除室を設ける場合は風除室内で自動扉が感知しない空間を長さ1m以上確保し、車いすが入った場合でも両側の扉が開くことのない構造とし、必要に応じて手すりを設けること。
- ・施設案内、点字標示、誘導鈴又は音声誘導装置、インターホンなどを配置して安全性、利便性の向上を図ること。
- ・戸は一般に自動ドア、引き戸が望ましく、回転扉及び戸の前に余裕のない開き戸は車いす使用等の使用が困難である。

参考解説図

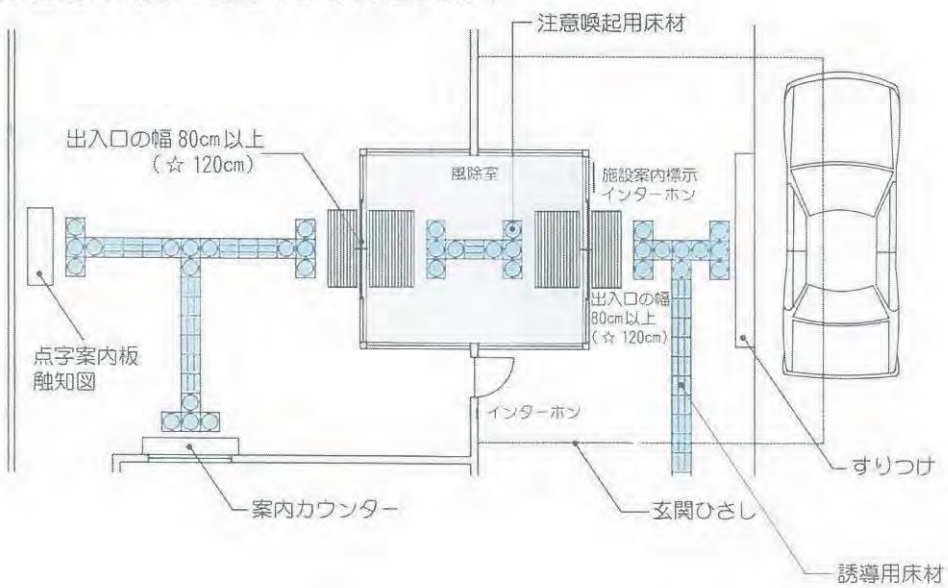
■ 出入口外部の整備例



■ 出入口内部の整備例



■ 開閉が容易で円滑に利用できる構造の出入口



1. 建築物

[2] 廊下等(その他これに類するもの)

整備の基本的考え方

玄関ホール、ロビー、廊下その他これらに類する施設は、建築物内の移動のための通路として、主に車いす使用者、さらに視覚障害者の利便を踏まえ、車いすと歩行者が余裕をもってすれ違い、車いすが転回できる空間の整備が必要である。

整備基準

- (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 段を設ける場合においては、当該段は、階段の項に定める構造に準じたものとする。
- (3) 直接地上へ通ずる各出入口又は駐車場へ通ずる各出入口から不特定又は多数の者が利用する室（宿泊施設の客室については、[11]客室の項の基準に適合する客室に限る。）の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、[4]昇降機の項第2号に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。
 - イ 幅は、内法を120cm以上とすること。
 - ロ 廊下等の末端の付近の構造は車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50m以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の設けること。
 - ハ 高低差がある場合においては、第5号に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。
 - ニ 建築物の出入口並びに、エレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。
- (4) 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの廊下等(学校等及び共同住宅等の廊下等を除く。)には、視覚障害者を誘導するための「誘導用床材」(周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。)を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。

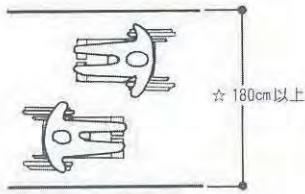
ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。

さらに望ましい基準

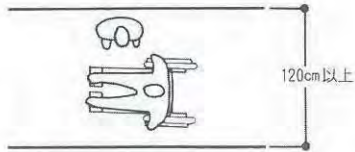
- ・ 幅は、内法を180cm以上とすること。
- ・ 壁面には、原則として突起物を設けないこと。やむを得ず突起物を設ける場合においては、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。

参考解説図

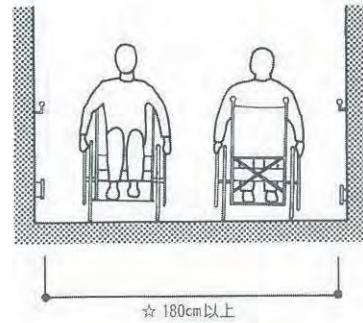
■廊下の幅



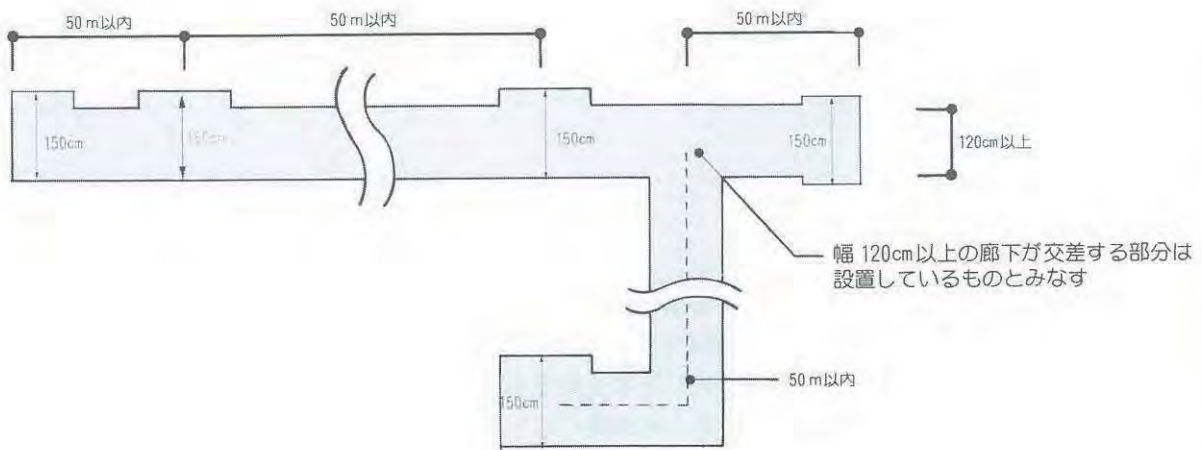
車いす使用者同士が
すれ違える。



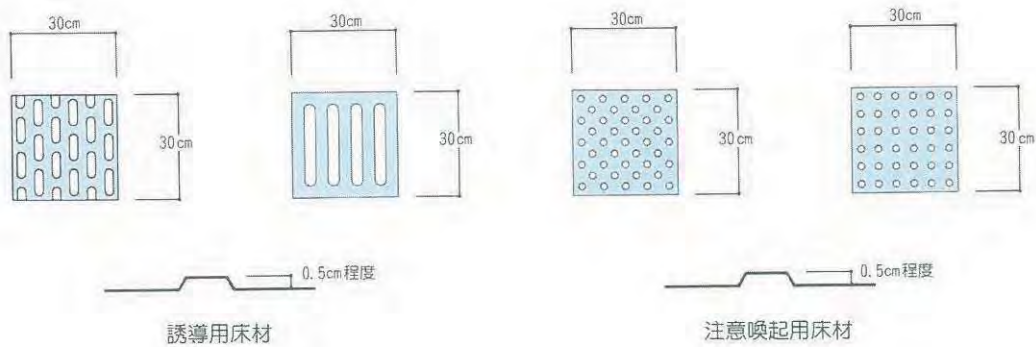
車いす使用者が通行しやすい。
車いす使用者と横向きの人がすれ
違える。



■車いすの転回スペース



■誘導用・注意喚起用床材の形状例



整備基準

- (5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。
- イ 幅は、内法を120cm(段を併設する場合には、90cm)以上とすること。
 - ロ こう配は、12分の1(傾斜路の高さが16cm以下の場合には、8分の1)を超えないこと。
 - ハ 高さが75cmを超える傾斜路には、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設けること。
 - ニ 傾斜路には、手すりを設けること。
 - ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - ヘ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。
 - ト 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための「注意喚起用床材」(周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。)を敷設すること。

さらに望ましい基準

- ・ 幅は、内法を150cm(段を設ける場合には、120cm) とすること。
- ・ こう配は、12分の1を超えないこと。
- ・ 傾斜路が同一平面で交差し、または接続する場合には、当該交差又は接続する部分に踏巾150cm以上の踊場を設けること。
- ・ 手すりを両側に連続して設けること。

○解説

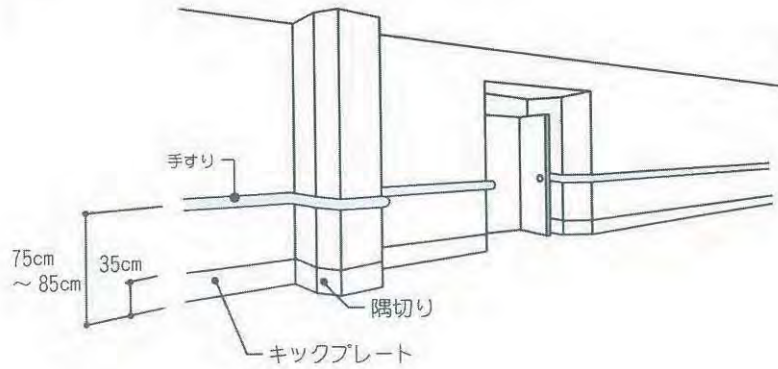
- ※昇降路：エレベーター等の移動空間部分のこと。
- ※車いすの転回に支障のないもの：車いすが回転できる幅は直径150cm。(第4章 その他の関連資料参照)
- ※車いす使用者用特殊構造昇降機：階段脇等に取り付けるリフト形式の装置。(建築基準法第38条の規定に基づき建設大臣が認める昇降機又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第1項第1号の建設大臣が定める基準に適合する昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するもの)
- ※直接地上へ通ずる出入口：玄関などの出入口。
- ※誘導用床材：参考解説図参照。
- ※音声により視覚障害者を誘導する装置：磁気や赤外線等を利用して障害者の持つ器具を感知するものなど。
- ※注意喚起用床材：参考解説図参照。

○配慮事項

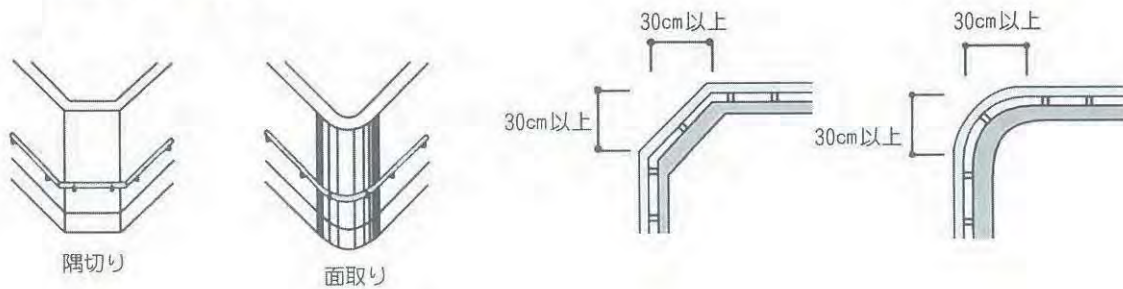
- ・ 床仕上げには転倒しても衝撃の少ない材料を使用し、素材によって床に段差が生じないように配慮することが必要である。
- ・ 壁面には高さ35cm程度の車いす当たり(キックプレート)を設けること。
- ・ 柱や曲がり角部分は面取り又は隅切り(30cm以上)を設けること。
- ・ エレベーター前、階段に通ずる箇所、ドア、便所、廊下の要所には視覚障害者を誘導する設備(注意喚起用床材、点字プレート、音声装置など)を設けること。
- ・ 壁に接していない傾斜路では、端部に5cm以上の立ち上がりを設けること。

参考解説図

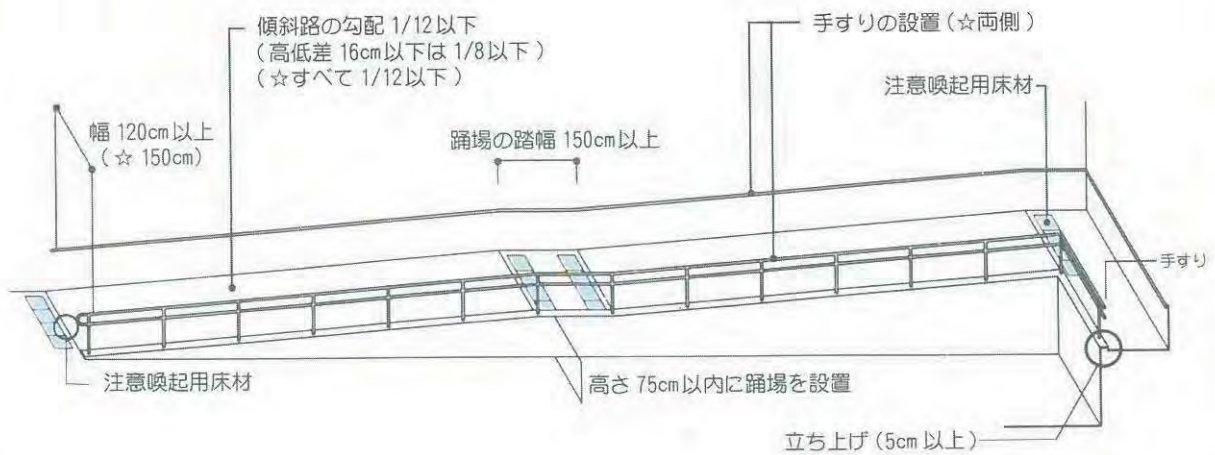
■壁面の整備



■廊下角の構造



■傾斜路の構造



1. 建築物

[3]階段(その踊り場を含む)

整備の基本的考え方

高齢者や障害者にとって、垂直方向の移動手段の一つである階段はその通行が大きな負担であり、転倒などの事故の起こりやすい場所であるため、適切な安全対策を講じて、安全な移動を確保する。

整備基準

不特定又は多数の者が利用する階段は、次に定める構造(自動車車庫に設けるものにあつては、次のイからニまでに定める構造)とすること。

- イ 手すりを設けること。
- ロ 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。
- ハ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- ニ 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。
- ホ 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

さらに望ましい基準

- ・手すりを両側に連続して設けること。
- ・階段の幅は、内法を150cm以上とすること。
- ・段のけあげの寸法は、16cm以下とすること。
- ・段の踏面の寸法は、30cm以上とすること。

○解説

※回り段：回り段は踏面の幅が内側と外側で異なるため、視覚障害者が段を踏み外す恐れがある。また、歩行困難者にとっても、昇降動作と回転動作が同時に発生するため危険を伴う。(参考解説図参照)

※つまずきにくい構造：段鼻にはすべり止めを設けるとともに、けこみ板のない段や、踏面の飛び出ている段の使用は避ける。

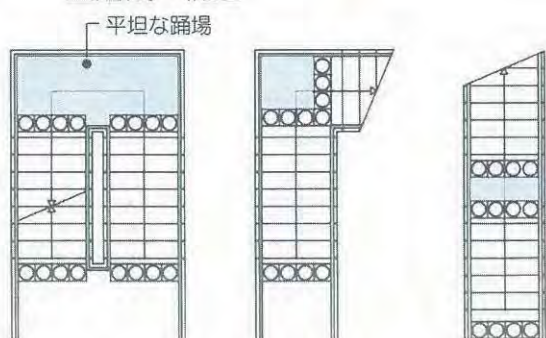
※注意喚起用床材：周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。(建築物 [2]廊下等の項 参考解説図 15 頁参照)

○配慮事項

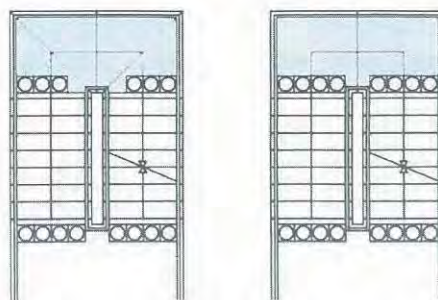
- ・広幅員の階段では、中央部に手すりを設けることが望ましい。
- ・壁に接していない階段では、端部に5cm以上の立ち上がりを設けること。
- ・階段手すりの端部には階数等の点字標示を設けること。
- ・階段では特に照明を明るくむらなく配置し、適宜、足元灯や非常用照明装置を設置することが望ましい。

参考解説図

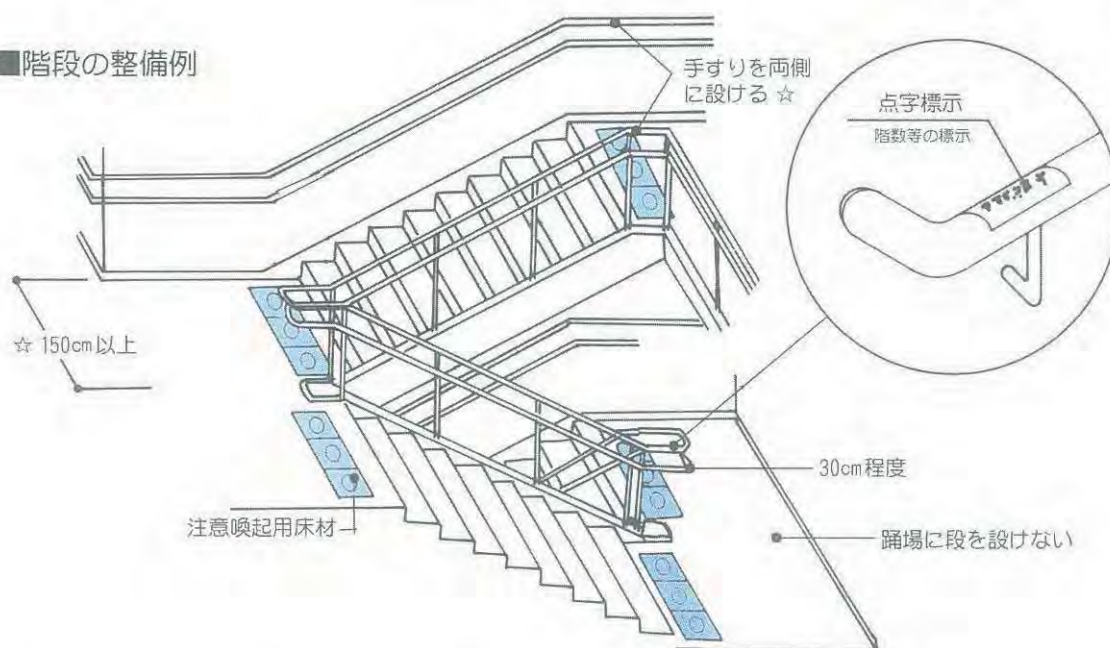
■階段の構造



■回り段の例（原則禁止）



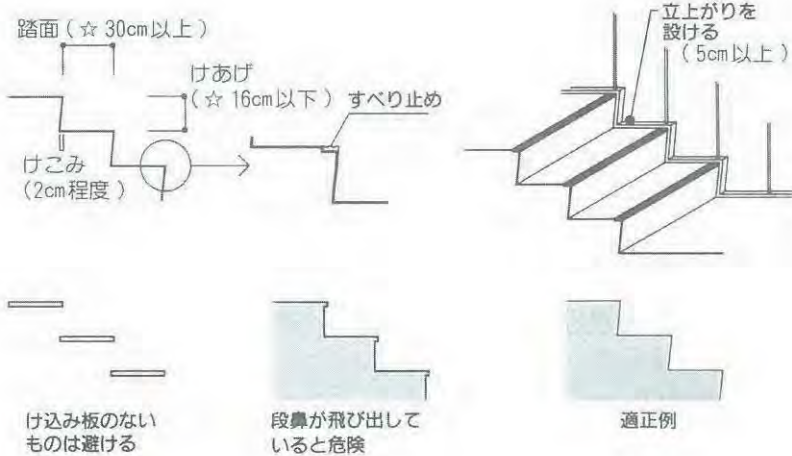
■階段の整備例



■手すりの形状（壁から離し、握りやすい構造）



■階段の構造（つまづきにくい構造）



1. 建築物

[4]昇降機

整備の基本的考え方

エレベーターは高齢者や障害者の垂直移動手段として最も有効な手段であることから、誰もが容易に認識しやすい場所に設置し、様々な障害に対応して自力で操作できる構造とする。

整備基準

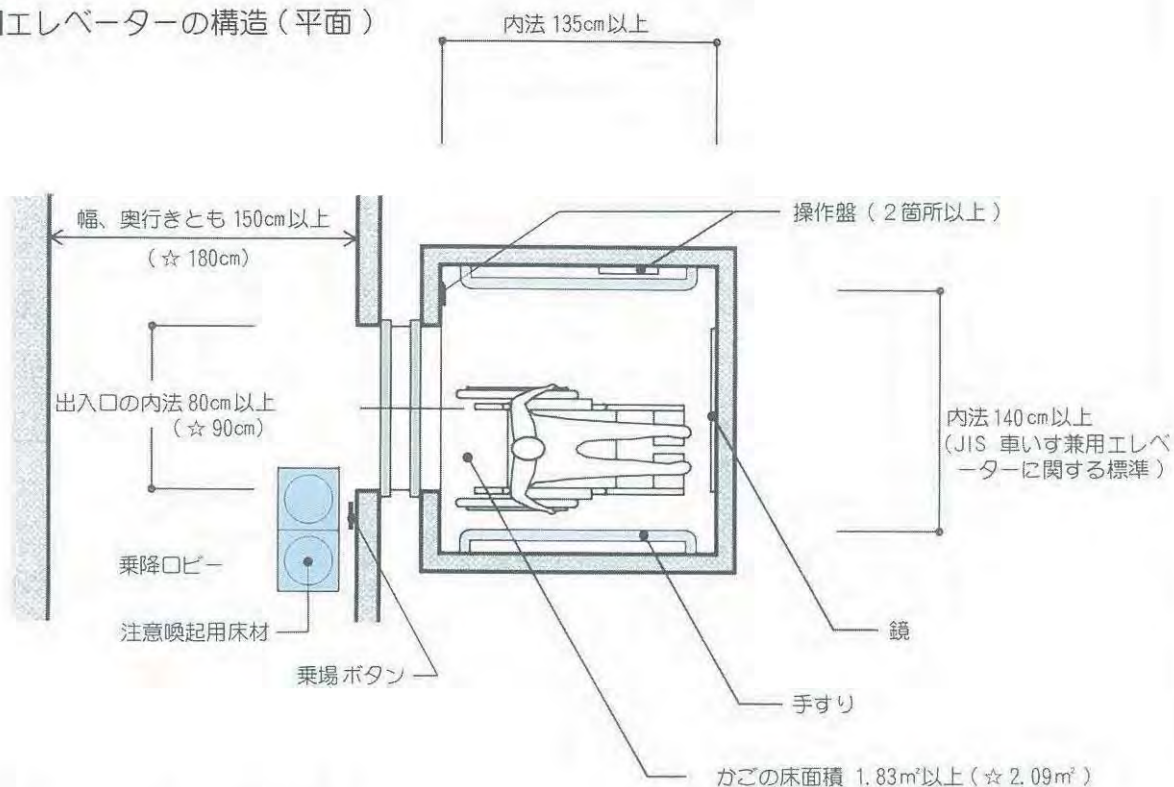
- (1) 不特定又は多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する施設(学校等及び共同住宅等を除く。)で床面積の合計が2,000㎡以上のものには、かごが当該階(専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる「車いす使用者用駐車施設」が設けられている階に限る。)に停止するエレベーターを設けること。
- (2) 前号に規定するエレベーターは、次に定める構造とすること。
 - イ かごの床面積は、1.83㎡以上とすること。
 - ロ かごの奥行きは、内法を135cm以上とすること。
 - ハ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。
 - ニ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
 - ホ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - ヘ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80cm以上とすること。
 - ト かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
 - チ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(トに規定する制御装置を除く。)は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
 - リ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を150cm以上とすること。

さらに望ましい基準

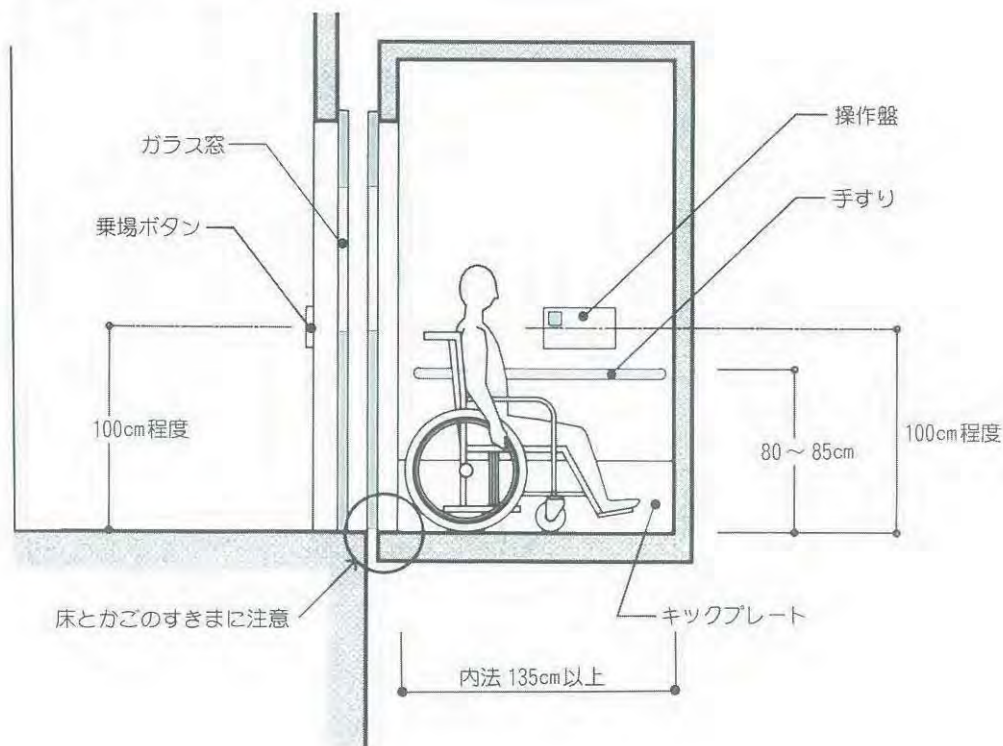
- ・ 床面積にかかわらず、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する施設にはエレベーターを利用しやすい場所に設置すること。
- ・ かごの床面積は、2.09㎡以上とすること。
- ・ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を90cm以上とすること。
- ・ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を180cm以上とすること。

参考解説図

■エレベーターの構造（平面）



■エレベーターの構造（断面）



整備基準

さらに望ましい基準

又 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

○解説

※直接地上へ通ずる出入口：玄関などの出入口。

※車いす使用者用駐車施設：駐車スペースの脇に乗降用のスペースを設けてあるもの。([6]駐車場の項 28頁参照)

※内法を135cm：奥行きの内法の寸法はJISの定める11人乗り機種の基準。

※昇降路：エレベーター等の移動空間部分のこと。

※内法を80cm以上：内法80cmは車いすで通行可能な最小寸法。

※制御装置：参考解説図参照。

※視覚障害者が円滑に操作できる構造：点字標示等を設けてあるもの。(参考解説図参照)

※内法を150cm以上：車いすの回転寸法(第4章 その他の関連資料140頁参照)

○配慮事項

・かごの構造

建物床とかご床の段差を少なくさせるため、自動着床調整装置を設けること。

かご内には、確認のための鏡、手すり、車いす当たりを設けること。

エレベーターの扉には内部を確認できるガラス窓を付けること。

操作ボタンとして、開放時間の延長ボタンを設置すること。

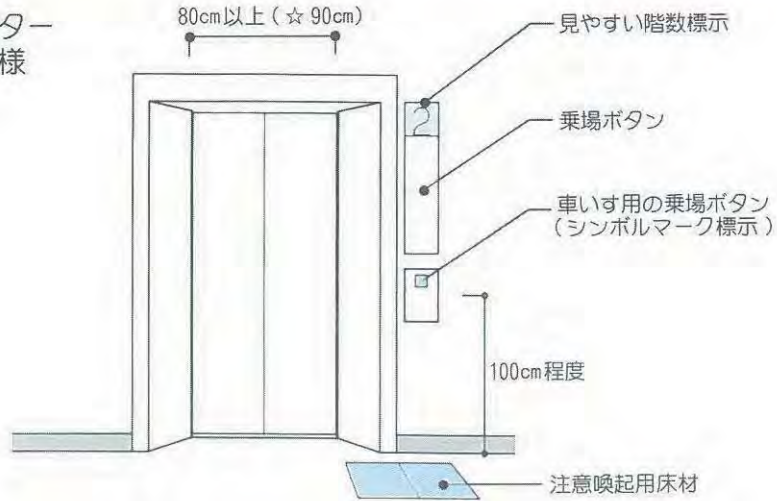
・案内標示

障害者の利用に配慮したエレベーターには国際シンボルマークを設置すること。

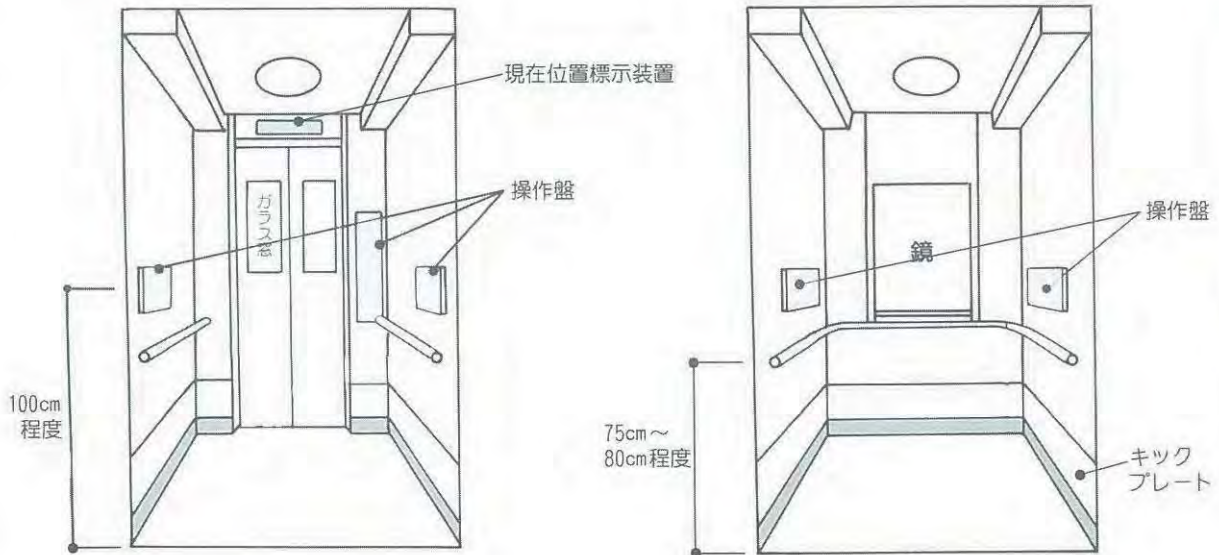
・視覚障害者の利用に配慮して、乗降ロビーには、誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設することが望ましい。

参考解説図

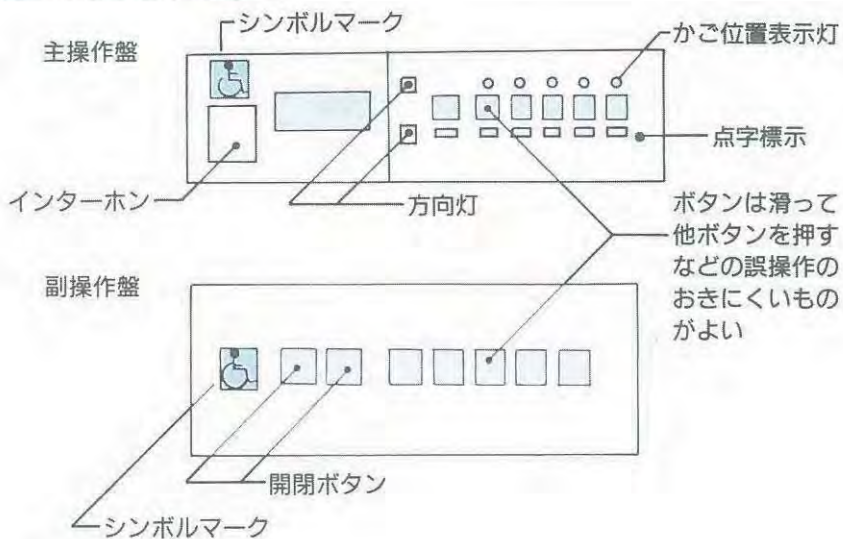
■エレベーター外部の仕様



■エレベーターのかごの構造



■制御装置（操作盤）の例



1. 建築物

[5] 便所

整備の基本的考え方

高齢者、障害者、妊婦、乳幼児を連れた人など、誰もが気軽に利用できるよう設計に配慮するとともに、車いす使用者が利用できる構造の便所を分かりやすい場所に設けることにより、多くの人々の行動範囲の拡大を支援する。

整備基準

(1) 不特定又は多数の者が利用する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を1以上(男性用及び女性用の区分がある場合においては、それぞれ1以上)設けること。

イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている「車いす使用者用便房」が設けられていること。

ロ 車いす使用者用便房の出入口の幅は、内法を80cm以上とすること。

ハ 車いす使用者用便房の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

(2) 不特定又は多数の者が利用する男性用小便器のある便所を設ける場合においては、手すりを設けた床置き式の小便器がある便所を1以上設けること。

さらに望ましい基準

・ 不特定又は多数の者が利用する便所を設ける階にあっては、当該階に設けられる車いす便房を、便房総数が200房未満の場合、総数×1/50以上、200房以上の場合、総数×1/100+2以上設置すること。

・ 不特定又は多数の者が利用する便所の中にはおむつ替え等のための長いす等を配置すること。

○解説

※十分な床面積:便房内で車いすが回転できるスペースや車いすからの移乗のための便器脇スペースなどを確保したもので、概ね内法で200cm×200cm以上を標準とする。

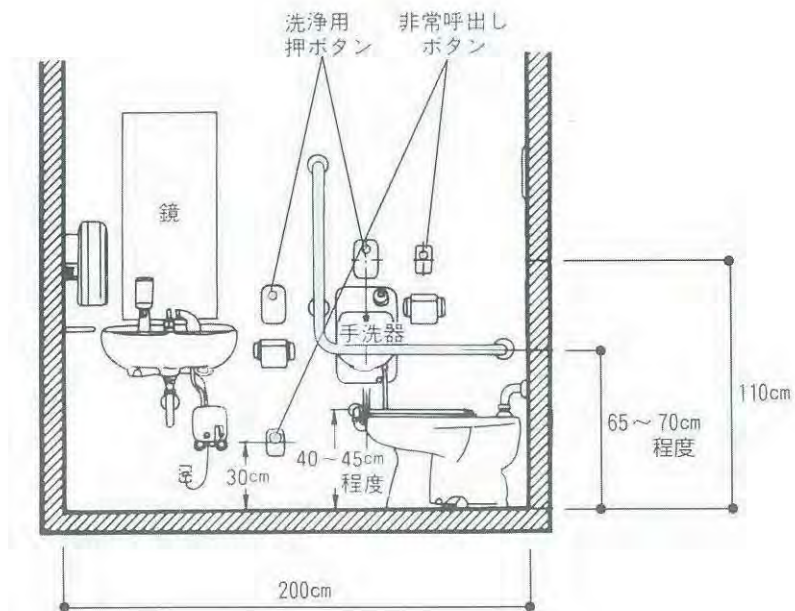
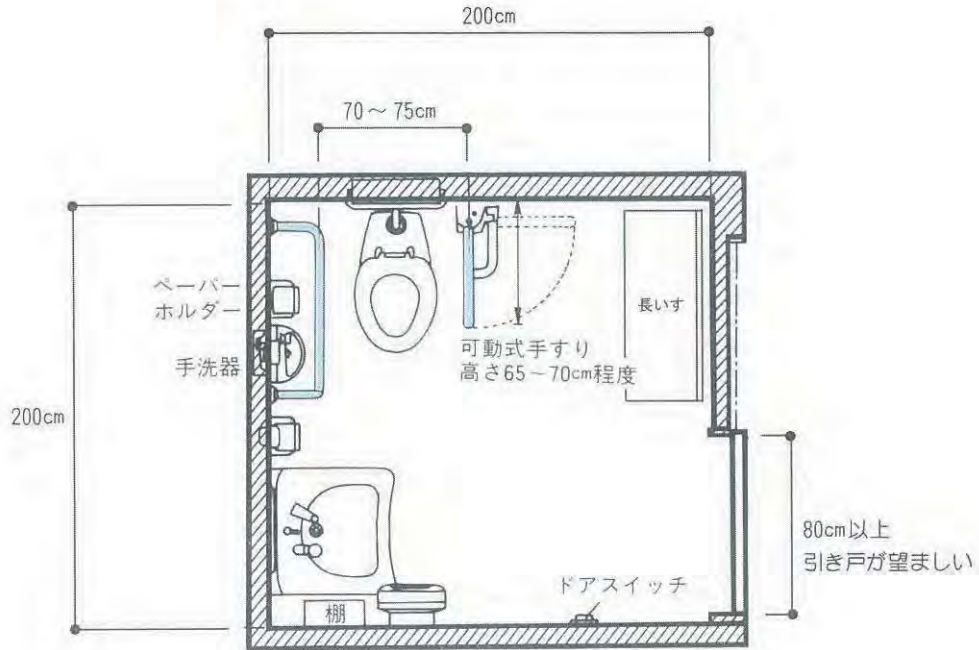
やむをえずこれだけのスペースが確保できない場合は、内法160cm×200cm程度の床面積を確保する。

※内法を80cm以上:内法80cmは車いすで通行可能な最小寸法。

※円滑に開閉して通過できる構造:車いす使用者用便房の戸は自動式引き戸もしくは手動式引き戸が望ましく、戸の前に余裕のない開き戸や内開き戸は使用が困難である。

参考解説図

■車いす使用者用便房の例

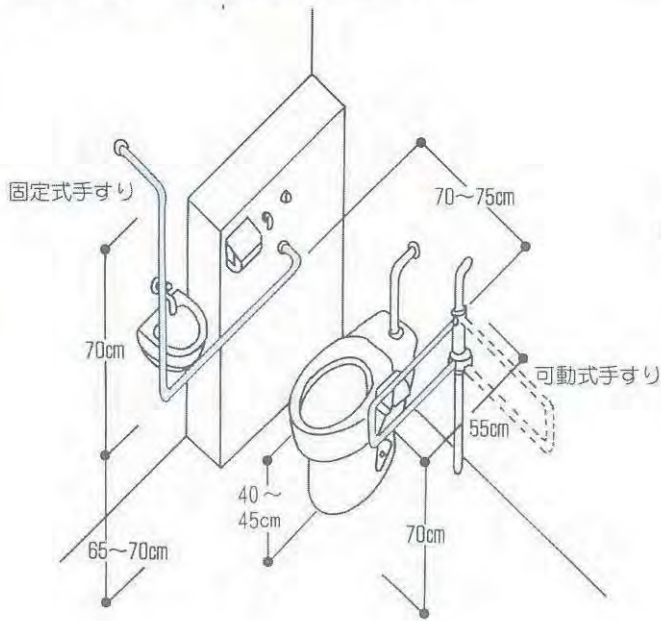


○配慮事項

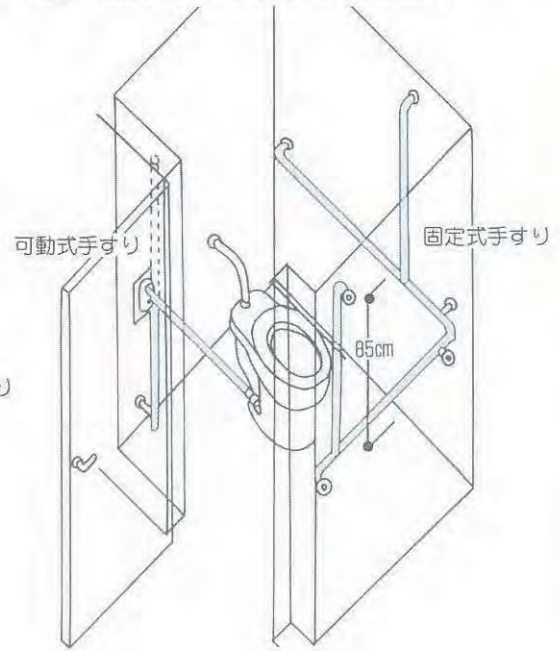
- ・ 出入口
出入口には段差を設けないこと。
- ・ 便所内
床面は濡れても滑りにくい仕上げとし、転倒しても衝撃の少ない材料を使用すること。
- ・ 便房
広いスペースのある便房内には、長いすや乳幼児用ベッドを設けること。
荷物を置く棚を設けること。
- ・ 手すり等
一般用大便器についても少なくとも1箇所以上には手すりを設置すること。
手すりは全体重をかけて使用されることが多いため、堅牢でぐらつきにくい構造とすること。
- ・ 便器
一般用の大便器は腰掛式とすること。
冬期の利用に配慮し、腰掛便器の便座は暖房式とすること。
洗浄装置のボタン(スイッチ)は、操作しやすい構造のものを使用すること。
車いす使用者用便房内の便器の便座の高さは、40～45cm程度とすること。
- ・ 標示
車いす使用者用便房がある便所の出入口には、車いす使用者用便房がある旨を分かりやすく標示すること。
車いす使用者用便房の出入口には、身体障害者、高齢者等のハンディをもつ誰もが利用できる旨を表示すること。
各所の標示には点字標示などを併記することが望ましい。
- ・ 非常用設備
非常用呼出ボタンは便座に腰をかけた状態や転倒した場合にも手の届く位置に設けること。
- ・ その他
車いす使用者用便房内には、鏡を設けることが望ましい。

参考解説図

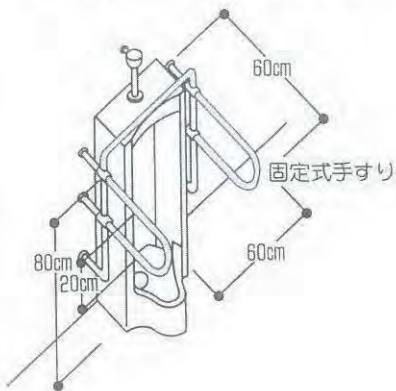
■車いす使用者用便器の配置例



■一般用便房の手すりの配置例



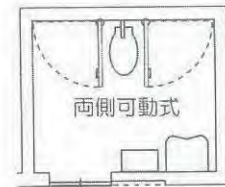
■小便器の手すりの配置例



■鏡の配置例

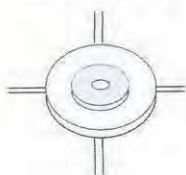


■車いす用手すりの工夫例

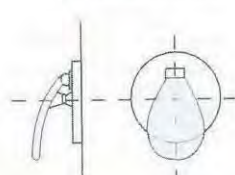


■使いやすい洗浄装置

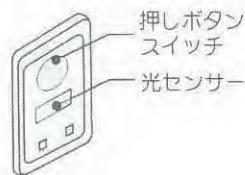
足踏式スイッチ



くつぺら式スイッチ



光感知式スイッチ



■標示例



1. 建築物

[6] 駐車場

整備の基本的考え方

自動車は、高齢者や障害者の行動範囲を広げる重要な手段であるため、建築物の出入口近くに車いす使用者など日常生活又は社会生活において行動上の制限を受ける方のための駐車スペースを設け、かつ、駐車スペースと建物出入口を円滑に移動できる通路を設ける。

整備基準	さらに望ましい基準
<p>(1) 不特定又は多数の者が利用する駐車場を設ける場合においては、当該駐車場に<u>車いす使用者用駐車施設</u>を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>イ 車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路(次号に定める構造の駐車場内の通路又は7の項第1号から第4号までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ロ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(3) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る<u>駐車場内の通路</u>は、7の項第1号から第4号までに定める構造とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車いす使用者用駐車施設は駐車台数が200台未満の場合、台数×1/50以上、200台以上の場合、台数×1/100+2台以上設置すること。 ・ 車いす使用者用駐車施設であることを明確にするために、車体用スペースにカラー塗装を行うこと。国際シンボルマークによる塗装を行う場合、色は原則として青地に白マークとし、明確な対比を行うこと。 ・ 駐車場内の通路の幅は、180cm以上とすること。

○ 解説

- ※ 車いす使用者用駐車施設：駐車スペースの脇に車いす使用者など日常生活又は社会生活において行動上の制限を受ける方の乗降用のスペースを設けてあるもの。(参考解説図参照)
自動車のドアを開いた状態で車いすから自動車に容易に移動でき、路面に国際シンボルマーク等を標示したもの。
- ※ 駐車場内の通路：120cm以上 ([7]敷地内の通路の項 30頁参照)

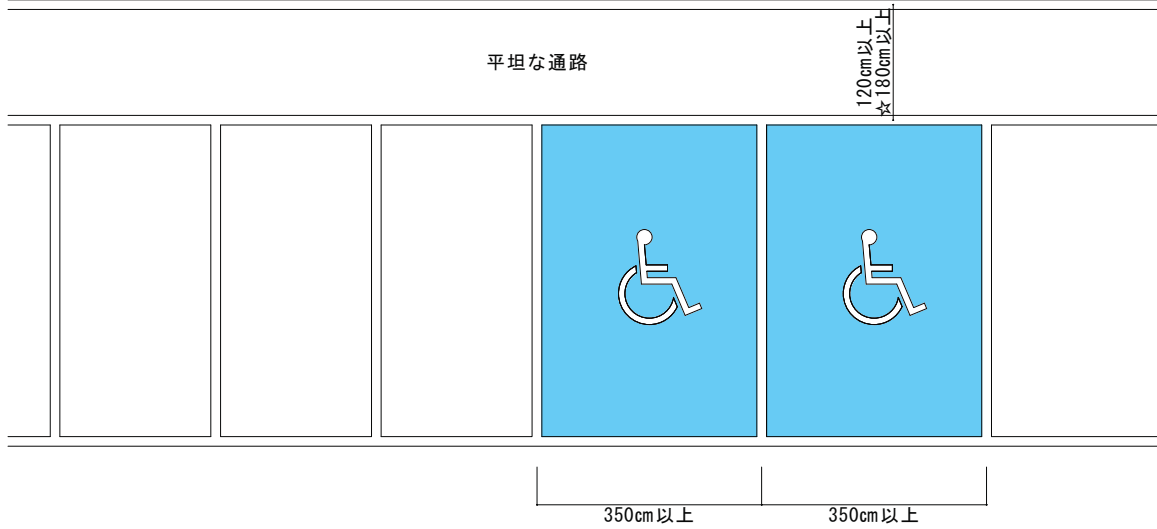
○ 配慮事項

- ・ 車いす使用者用駐車施設と建物の出入口を結ぶ通路には屋根又はひさしを設けること。
- ・ 駐車場の出入口や通路には誘導用の標識等を設置すること。
- ・ 車いす使用者用駐車施設は、2台分以上並べて設けること。
- ・ 見通しの悪い箇所にはミラー等を設けること。

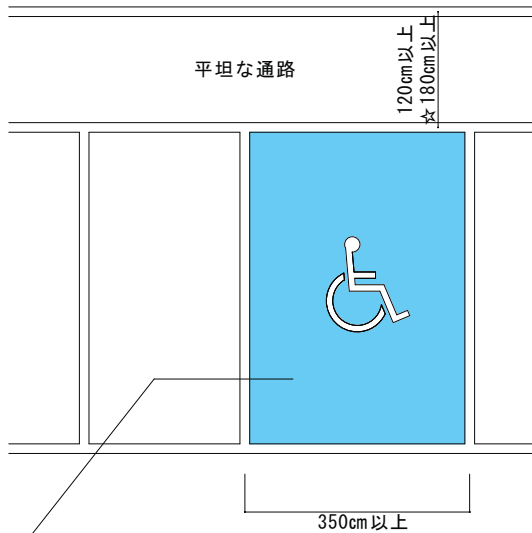
参考解説図

■車いす使用者用駐車施設の配置 (できるだけ出入口に近い場所に配置)

2台以上のスペースが確保できる場合



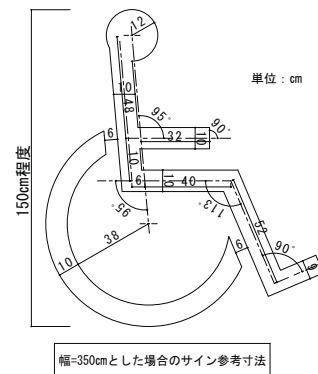
1台分のスペースのみ確保できる場合



塗装色：10B5/10(マンセル値)
69-50T(日本塗装工業会色票番号)
※近似色可

国際シンボルマーク

国際シンボルマークは、英語の International Symbol of Access を日本語とした呼称です。障害者が利用できる建物であることを明確に示す世界共通のシンボルマークです。シンボルマークの形状は下図のとおりです。



案内表示例



1. 建築物

[7]敷地内の通路

整備の基本的考え方

建築物の敷地の出入口から建築物の出入口までの通路等は高齢者や障害者等が安全かつ円滑に通行できるように配慮する。

整備基準

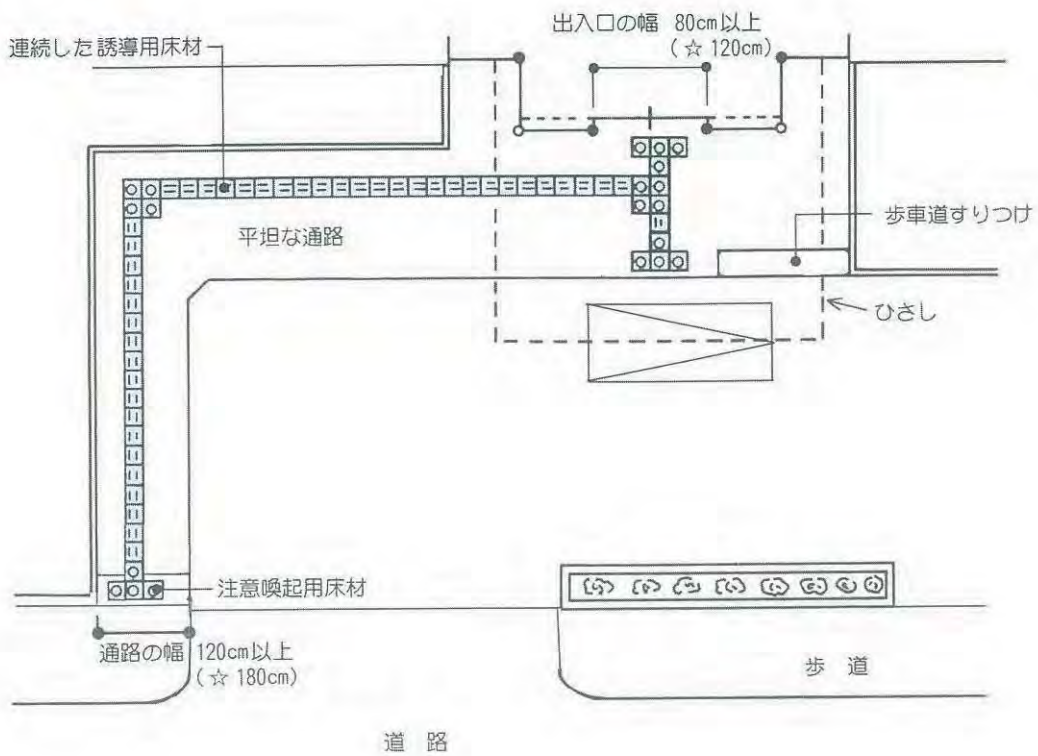
- (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 積雪時の円滑な利用を確保するための融雪装置を設けること。ただし、その他の方法により除雪、排雪又は融雪の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- (3) 段を設ける場合においては、当該段は、[3]階段の項イからニまでに定める構造に準じたものとする。
- (4) 直接地上へ通ずる各出入口から当該建築物の敷地の接する道若しくは空地（以下これらを「道等」という。）又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。
 - イ 幅は、120cm以上とすること。
 - ロ 高低差がある場合においては、次の第6号に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。
- (5) 建築物(自動車車庫、学校等及び共同住宅等を除く。)の直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。
 - イ 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。
 - ロ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

さらに望ましい基準

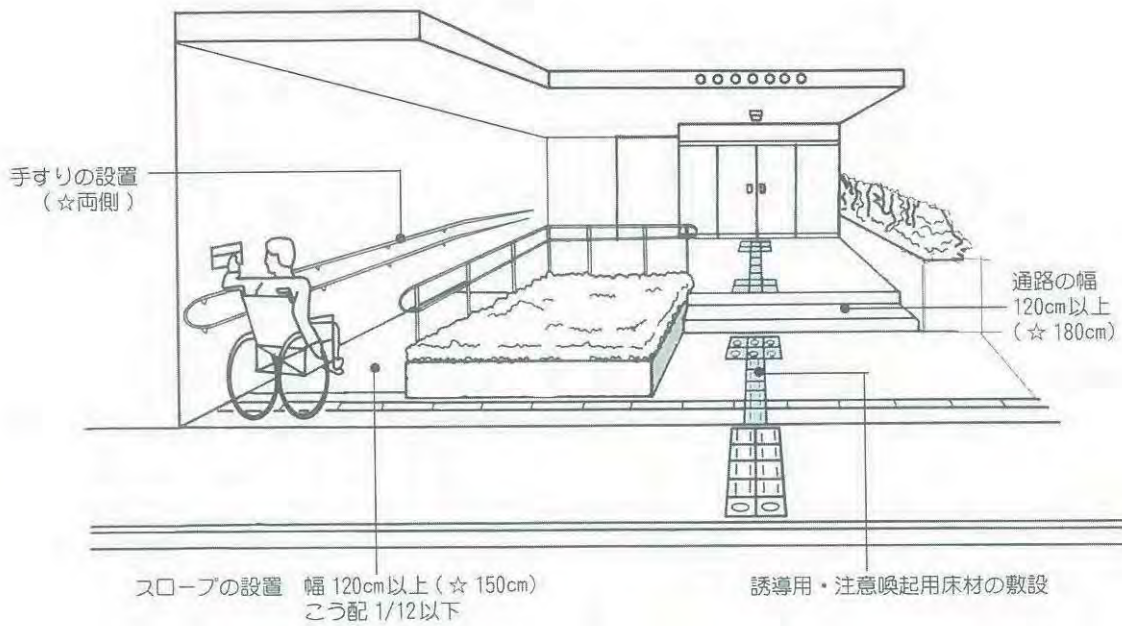
- ・ 手すりを両側に連続して設けること。
 - ・ 段の幅は、内法を150cm以上とすること。
 - ・ 段のけあげの寸法は、16cm以下とすること。
 - ・ 段の踏面の寸法は、30cm以上とすること。
-
- ・ 通路の幅は、180cm以上とすること。

参考解説図

敷地内の通路の仕様



通路に段差のある場合の例



整備基準

(6) 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、[2]廊下の項第5号イからホまでに定める構造とし、かつ、傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。

さらに望ましい基準

- ・ 幅は、内法を150cm（段を併設する場合にあつては、120cm）以上とすること。
- ・ こう配は、12分の1を超えないこと。
- ・ 傾斜路が同一平面で交差し、または接続する場合には、当該交差又は接続する部分に踏幅150cm以上の踊場を設けること。
- ・ 手すりを両側に連続して設けること。

○解説

※直接地上へ通ずる出入口：玄関などの主要な出入口。

※空地：建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。

※車いす使用者用駐車施設：駐車スペースの脇に車いす使用者の乗降用のスペースを設けてあるもの。
([6]駐車場の項28頁、及び駐車施設96頁参照)

※120cm以上：人が横向きになれば車いすとすれ違える幅、また、松葉杖使用者が円滑に通行できる幅。

※車いす使用者用特殊構造昇降機：階段脇等に取り付けるリフト形式の装置。(建築基準法第38条の規定に基づき建設大臣が認める昇降機又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第1項第1号の建設大臣が定める基準に適合する昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するもの)

※誘導用床材：周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。(参考解説図参照)

※注意喚起用床材：周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。([2]廊下等の項14頁及び参考解説図15頁参照)

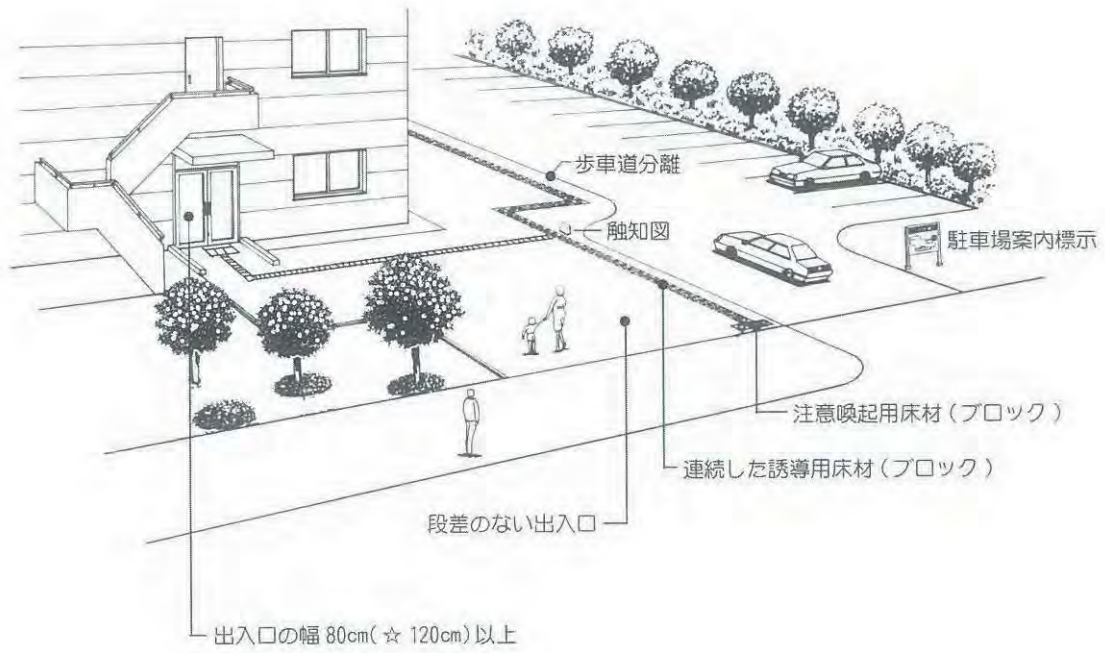
○配慮事項

- ・ 冬期の路面の凍結や積雪防止のため、ひさし等を設けること。
- ・ 通路面には、原則として排水溝は設けない。やむをえず排水溝を設ける場合は、車いす使用者の通行に支障のない溝ぶたを設けること。

参考解説図

敷地内通路整備のイメージ

※敷地内の通路には必要に応じて
融雪装置等を整備する



1. 建築物

[8] 観覧席等（観覧席又は客席）

整備の基本的考え方

文化・余暇活動や会議などの際に利用する観覧席・客席については、車いす使用者が車いすのまま利用できる席を確保するとともに、難聴者に配慮した装置を設ける。

整備基準

さらに望ましい基準

(1) 興行施設、集会施設又は体育施設の用途に供する施設で当該用途に供する部分に観覧席等(固定式のものに限る。)を設ける場合においては、次に定める構造の車いす使用者が利用できる「車いす使用者用席」を設けること。

イ 幅は90cm以上、奥行きは120cm以上とすること。

ロ 床面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、水平とすること。

ハ 前方又は後方に車いす使用者が容易に入り及び転回ができる通路を設けること。

(2) 建築物の出入口から車いす使用者用席に至る通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とすること。

イ 幅は、120cm以上とすること。

ロ 高低差がある場合においては、[2]廊下等の項第5号イからホまでに定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。

(3) 観覧席等には、難聴者の聴力を補うための装置を設けること。

- ・ 通路の幅は、180cm以上とすること。
- ・ 傾斜路及びその踊場の幅は、内法を150cm以上とすること。
- ・ 傾斜路のこう配は、12分の1を超えないこと。
- ・ 手すりを両側に連続して設けること。

○解説

※幅は90cm以上、奥行きは120cm以上：席(スペース)の幅90cmは車いすがすれ違える寸法の一合分の幅であり、奥行き120cmは電動車いすが収まる寸法。

※幅は、120cm以上：人が横向きになれば車いすとすれ違える幅、また、松葉杖使用者が円滑に通行できる幅。

※難聴者の聴力を補うための装置：磁気ループ、赤外線補聴システム、FM補聴装置など(参考解説図参照)

○配慮事項

・ 座席

通路側の座席の肘掛は障害者や高齢者が利用しやすいよう、跳ね上げ式とすること。

介護者用の可動式座席を車いす使用者と近接させて配置することが望ましい。

・ 手すり等

車いす使用者用席の前面には、転落防止用の立ち上げを設けること。

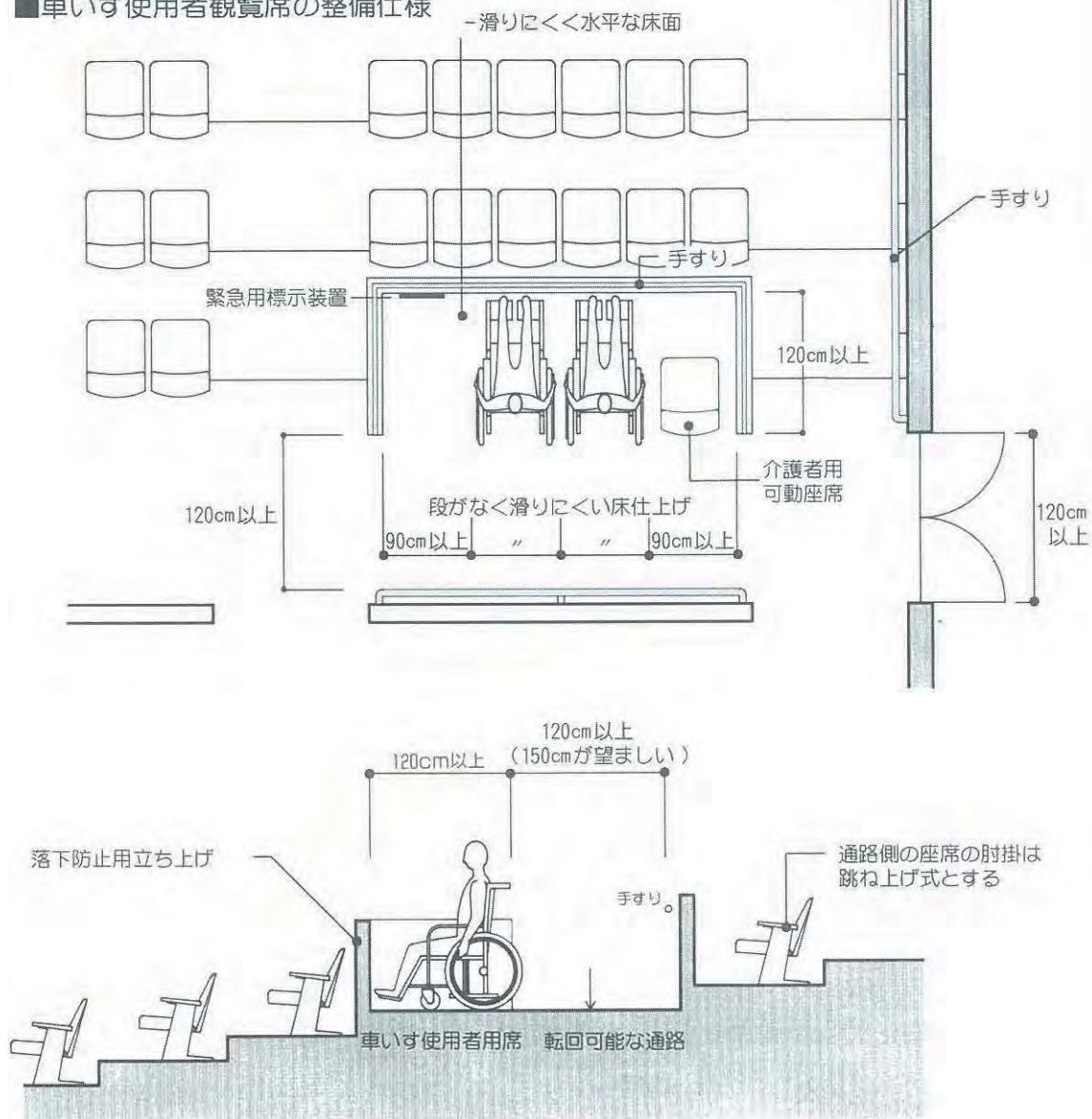
壁際の通路には手すりを設けること。

・ その他

緊急時のために電子標示装置等を整備すること。

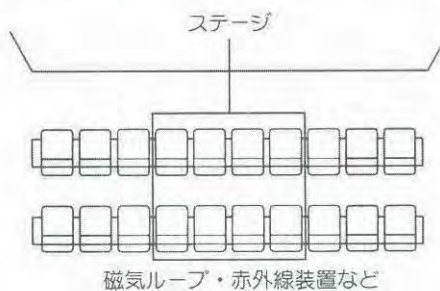
参考解説図

■車いす使用者観覧席の整備仕様

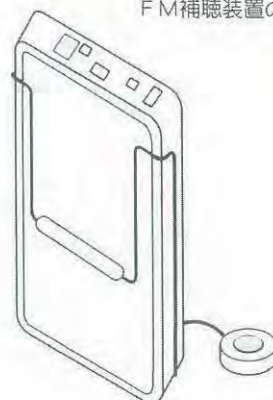


■難聴者用補聴装置の例

聴覚障害者用集団補聴装置（受信可能エリア）



FM補聴装置の例



1. 建築物

[9]浴室

整備の基本的考え方

多くの人が利用する浴室では特に安全面に配慮を行なうとともに、脱衣所、洗い場、浴槽への一連の移動が、円滑に行なえるよう配慮する。

整備基準

不特定又は多数の者が利用する浴室(客室の内部の浴室を除く。)を設ける場合においては次に定める基準に適合する浴室を1以上(男性用及び女性用の区分がある場合においては、それぞれ1以上)設けること。

- イ 脱衣所及び洗い場の出入口の幅は、内法を80cm以上とすること。
- ロ 脱衣所及び洗い場の出入口には段を設けないこと。
- ハ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう手すり、腰掛台等が適切に配置されている洗い場及び浴槽が設けられていること。
- ニ 水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができる構造とすること。
- ホ 床面及び浴槽の床は、ぬれても滑りにくい材料で仕上げること。

さらに望ましい基準

- ・ 脱衣所及び洗い場の出入口の幅は、内法を90cm以上とすること。

○解説

※内法を80cm以上：内法80cmは車いすで通行可能な最小寸法。

※容易に操作することができる構造：レバー式や器具。

○配慮事項

・ 出入口

出入口の戸は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

・ 浴槽

浴槽の深さは50cm程度とすること。

浴槽への移動用に浴槽の高さに合わせた移乗台を設ける場合は、高さ40cm程度とすること。

・ 手すり

手すりは利用者の動作に合わせて、水平・垂直のものを適宜組み合わせて配置すること。

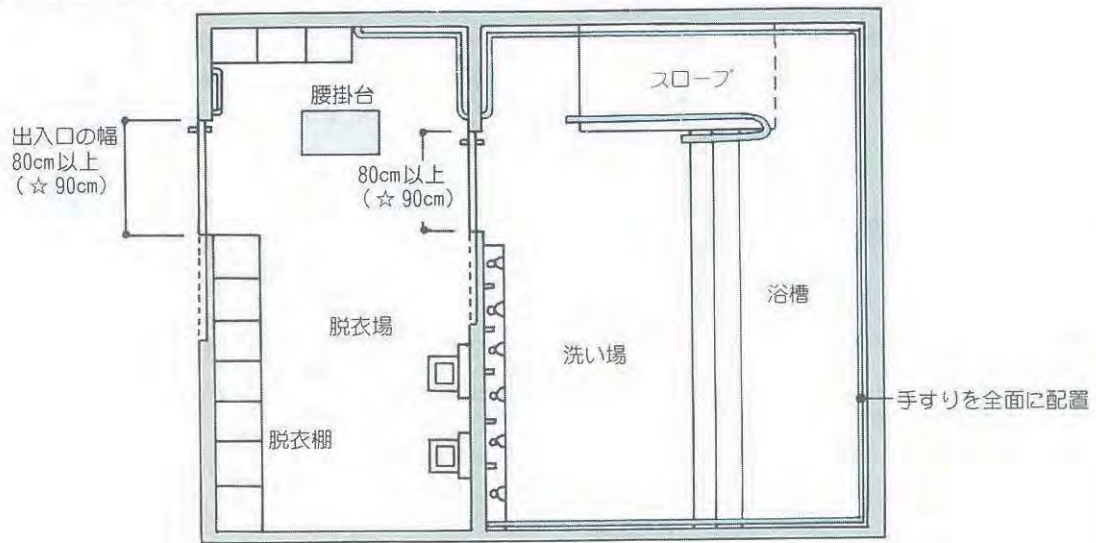
・ 水栓器具

シャワーヘッドは上下に2箇所もしくは昇降可能なものを使用すること。

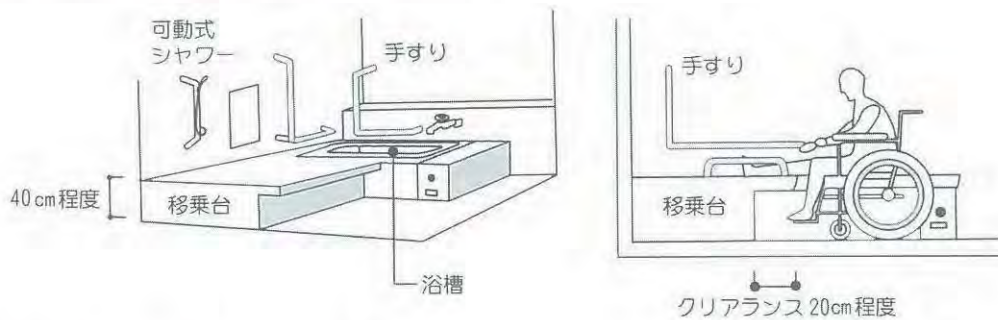
冷温水の区分などは、点字による標示を行うことが望ましい。

参考解説図

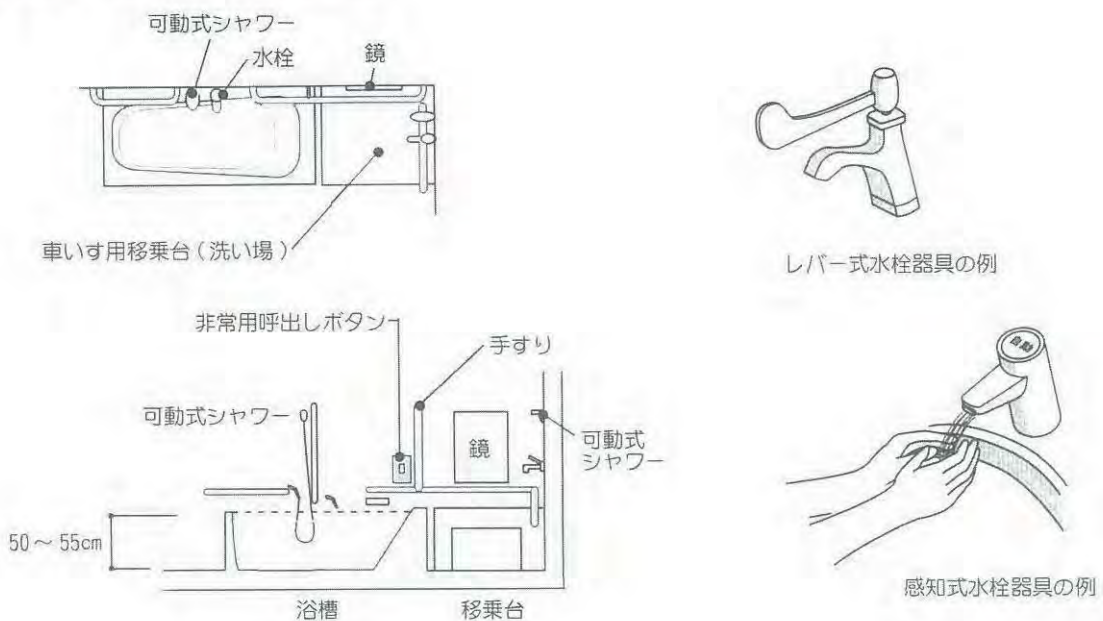
■共同浴室の設置例



■車いす使用者対応個室浴室の仕様例



■水栓・洗面器具等の仕様例



1. 建築物

[10]更衣室等（更衣室、シャワー室及び洗面所）

整備の基本的考え方

近年は高齢者や障害者のスポーツ活動が盛んになってきており、スポーツ施設などにおける更衣室・シャワー室・洗面所等の施設整備については、高齢者や障害者の利用に配慮した構造とする。

整備基準

不特定又は多数の者が利用する更衣室等(客室の内部の更衣室等を除く。)を設ける場合においては、次に定める基準に適合する更衣室等を1以上(男性用及び女性用の区分がある場合においては、それぞれ1以上)設けること。

- イ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう手すり、腰掛台等が適切に配置されていること。
- ロ 水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができる構造とすること。
- ハ 床面は、ぬれても滑りにくい材料で仕上げること。

さらに望ましい基準

○解説

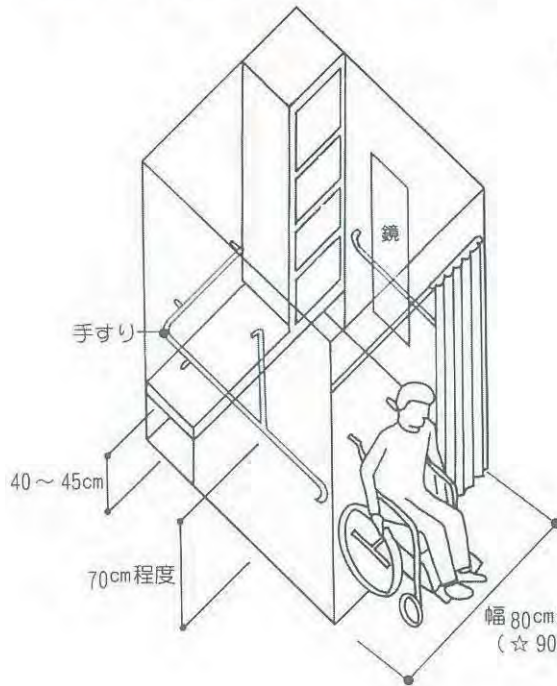
※容易に操作することができる構造：レバー式や感知式の器具。

○配慮事項

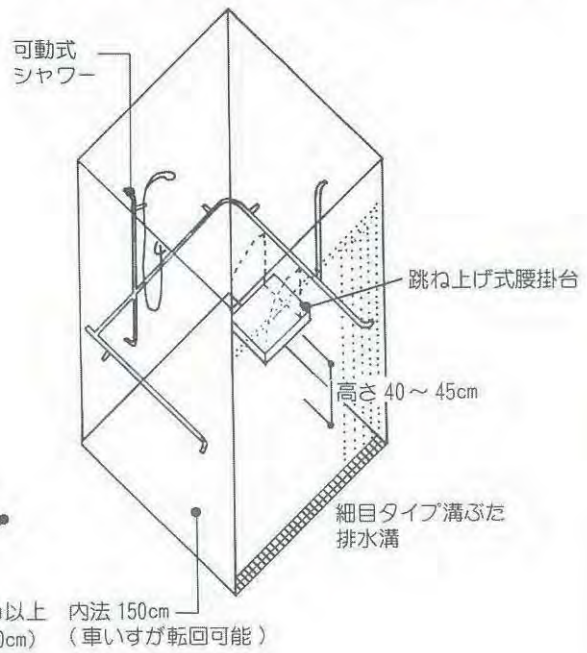
- ・更衣室等の構造
更衣室等の内部は車いすで容易に移動でき、かつ、転回できる広さを確保すること。
車いす使用者が移動する際に支障となる段を設けないこと。
- ・腰掛台等
ベンチ、腰掛台等の高さは車いすの座面の高さに合わせて40cm～45cm程度とすること。
シャワー用のいすや専用車いすを配置しておくことが望ましい。
- ・水栓器具
シャワーヘッドは上下に2箇所もしくは昇降可能なものを使用すること。
冷温水の区分などは、点字による標示を行うことが望ましい。
- ・ロッカー
車いすで利用できる構造のものを配置する。また、補装具を収納することができる広さを確保すること。
- ・洗面器具
手すり付きの洗面器具を設けること。
車いす使用者の利用する洗面器具の高さは75cm～80cm程度とし、台の下部にひざや足先が入るスペースを設けること。

参考解説図

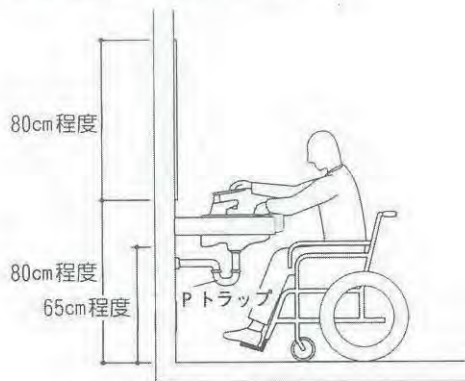
■車いす使用者用更衣室整備例



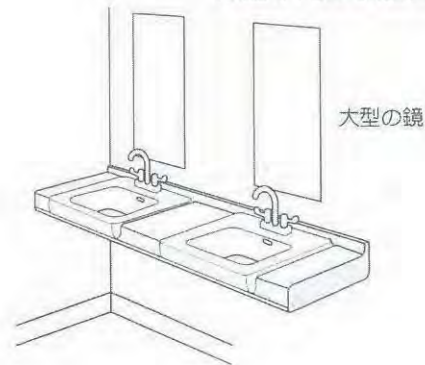
■車いす使用者用シャワー室整備例



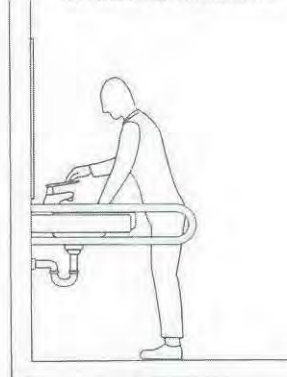
■洗面所・器具の仕様



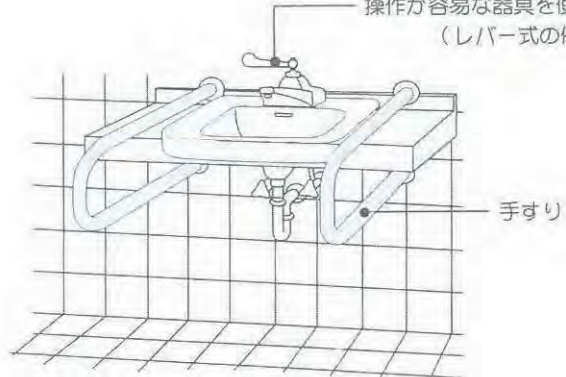
車いすで支障のない洗面台
(大型で下部に余裕のあるもの)



歩行困難者用洗面器具



操作が容易な器具を使用
(レバー式の例)



1. 建築物

[11]客室

整備の基本的考え方

高齢者や障害者が気軽に旅行できるよう、宿泊施設においてはきめ細かい対応が必要であり、特に客室については安全かつ快適に過ごせるよう整備を行なう。

整備基準

宿泊施設の用途に供する施設には、次に定める基準に適合する客室を1以上設けること。

- イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、手すりが適切に設置されていること。
- ロ [5]便所の項第1号に定める基準に適合する便所が設けられていること。ただし、客室の外部に当該基準に適合する便所が設けられている場合においては、この限りでない。
- ハ [9]浴室の項に定める基準に適合する浴室が設けられていること。ただし、客室の外部に当該基準に適合する浴室が設けられている場合においては、この限りで

さらに望ましい基準

- ・ [5]便所の項第1号に定める基準に適合する便所が設けられていること。
- ・ [9]浴室の項に定める基準に適合する浴室が設けられていること。

○解説

※十分な床面積：付き添いの宿泊を考慮して2ベッド以上配置し、かつベッドの周囲で車いすが転回できるスペースが確保されていること。また、洗面・浴室・便所も車いすで使用できる広さが確保されていること。

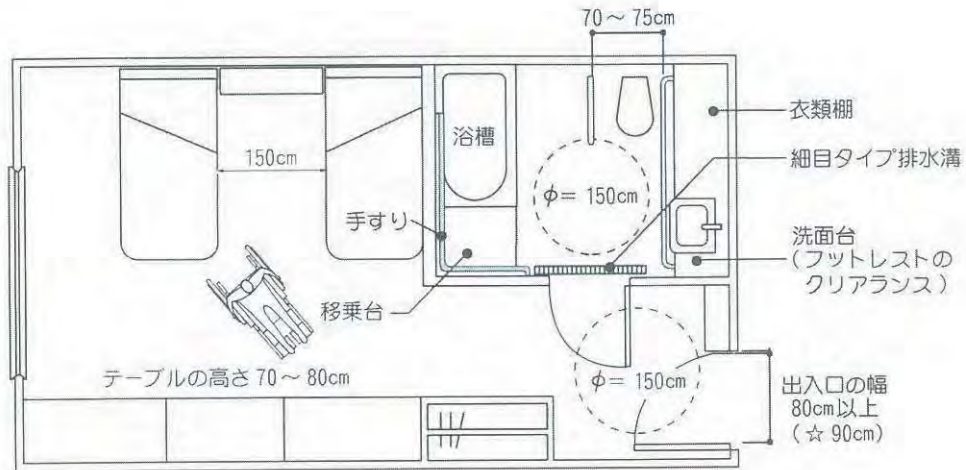
※適合する便所・適合する浴室：[5]便所の項24頁、及び[9]浴室の項36頁参照。

○配慮事項

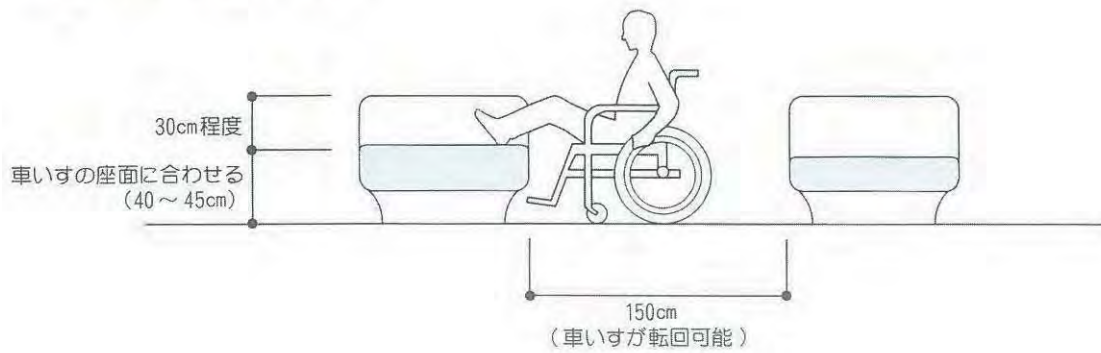
- ・ 車いす使用者に支障となる段差を設けないこと。
- ・ 床面は滑りにくい仕上げとし、転倒したときに衝撃の少ない材料を使用すること。
- ・ ベッドの高さは車いすの座面の高さに合わせて、40cm～45cm程度とすること。
- ・ スイッチ等は車いす使用者が利用できる高さとする。
- ・ 視覚障害者の利用に配慮し、設備や備品の点字標示を行うとともに、音声による施設ガイド等を備えておくことが望ましい。
- ・ 聴覚障害者の利用に配慮し、来訪者を知らせるランプ、ファックス、体感式非常警報装置等を備えておくことが望ましい。

参考解説図

■客室の整備例（平面）



■ベッドの高さ・間隔



1. 建築物

[12]受付カウンター・記載台

整備の基本的考え方

多くの人が利用する受付カウンターや記載台は高齢者や障害者の利用を考慮した高さにする等、利用しやすい構造とする。

整備基準

受付カウンター又は記載台を設ける場合においては、車いす使用者が円滑に利用することができるよう適切な高さとし、かつ、その下部に十分な空間を確保した受付カウンター又は記載台を1以上設けること。

さらに望ましい基準

- ・呼び出しを行なうカウンターでは、音声によるほか、電子標示板等を設置すること。

○解説

※適切な高さ：車いす使用者の利用に配慮し、カウンターの高さは70cm程度とする。

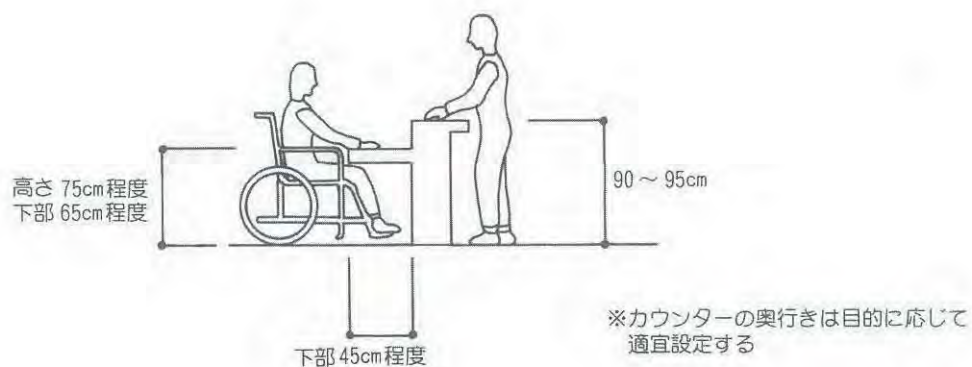
※下部に十分な空間：カウンターの下部は、高さ65cm程度、奥行き45cm程度のスペースを確保した構造とする。

○配慮事項

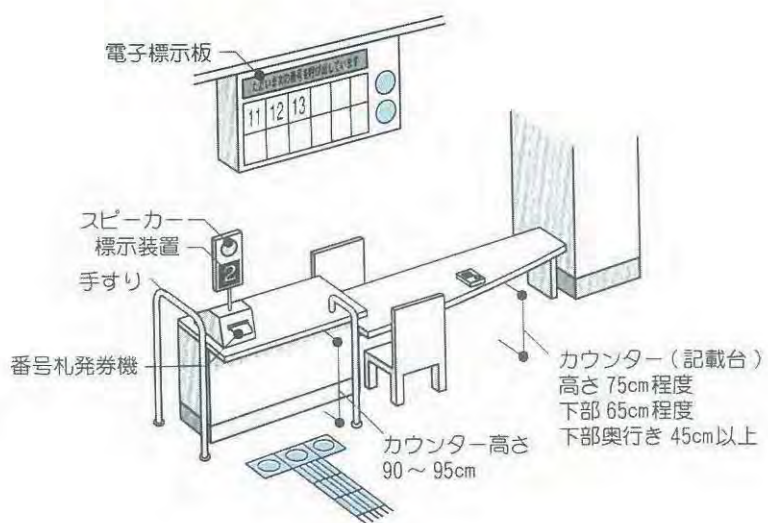
- ・カウンターにはいすを備えて高齢者等の利用に配慮すること。
- ・立位で使用するカウンターは身体の支えとなるように台を固定し、必要に応じて手すりを設けること。また、車いす使用者用カウンターを併設することが望ましい。

参考解説図

■受付カウンターの仕様



■カウンター・記載台の整備例



1. 建築物

[13] 公衆電話設備

整備の基本的考え方

外出先での情報手段としての公衆電話の需要は高く、高齢者や障害者の円滑な利用に配慮した整備を行なう。

整備基準

公衆電話設備を設ける場合においては、次に定める構造の公衆電話設備を1以上設けること。

- イ 公衆電話機を設置するための台は、車いす使用者が円滑に利用することができるよう、適切な高さとし、その下部に十分な空間を確保すること。
- ロ 難聴者及び視覚障害者の利用に対応した公衆電話機を設けること。

さらに望ましい基準

- ・電話機の前面には車いすが転回できるスペースを確保すること。

○解説

※適切な高さ：車いす使用者の利用する電話台の高さは70cm程度。ダイヤル又はプッシュホンのボタンの高さは90cm～100cm程度。

※十分な空間：高さ65cm程度、奥行45cm程度の空間。

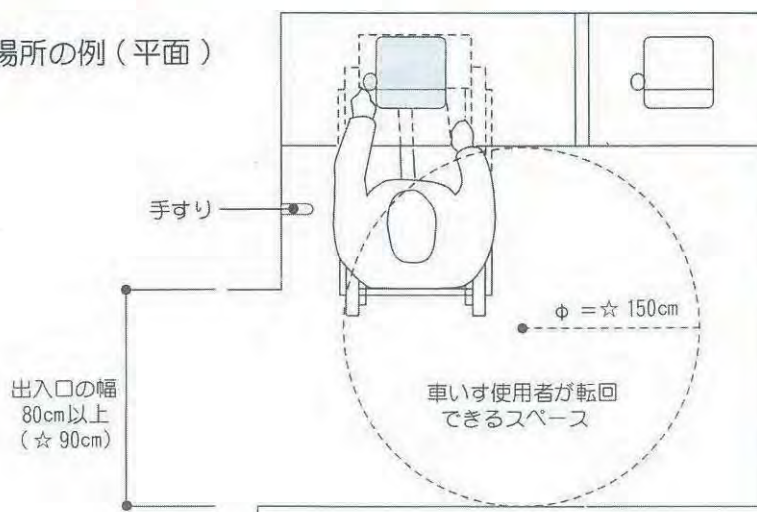
※難聴者及び視覚障害者の利用に対応した公衆電話機：音量増幅装置付受話器や点字標示付受話器。

○配慮事項

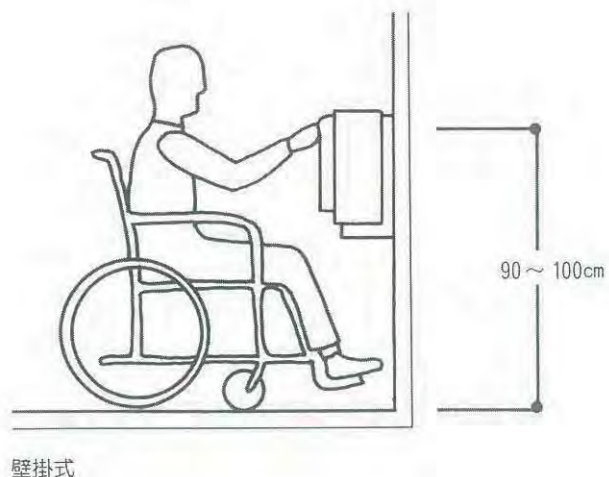
- ・歩行困難者の利用に配慮し、体を支える手すり又は支え壁を受話器の両側に設けることが望ましい。
- ・言語機能障害者等の利用に配慮し、ファクシミリを設置することが望ましい。

参考解説図

■設置場所の例（平面）



■電話機の高さ



1. 建築物

[14]券売機

整備の基本的考え方

映画館やスポーツ施設の入場券等の券売機などは、頻繁に利用する設備であり、高齢者や障害者も安全かつ円滑に利用できるようにその整備を行なう。

整備基準

券売機を設ける場合においては、次に定める構造の券売機を1以上設けること。

- イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう適切な高さとする。
- ロ 視覚障害者の利用に配慮した表示をすること。
- ハ 直接地上へ通ずる出入口から口に定める構造の券売機に至る通路及び当該券売機から改札口に至る通路のうち、それぞれ1以上の通路に誘導用床材を敷設すること。

さらに望ましい基準

- ・ 車いす使用者の利用に配慮し、券売機の下部にスペースを設け、券売機の前面に車いすが転回できるスペースを設けること。

○解説

※適切な高さ：操作板及び入場券などの取り出し口の高さは、45cm～125cmの間。

※視覚障害者の利用に配慮した表示：点字標示や音声誘導装置。

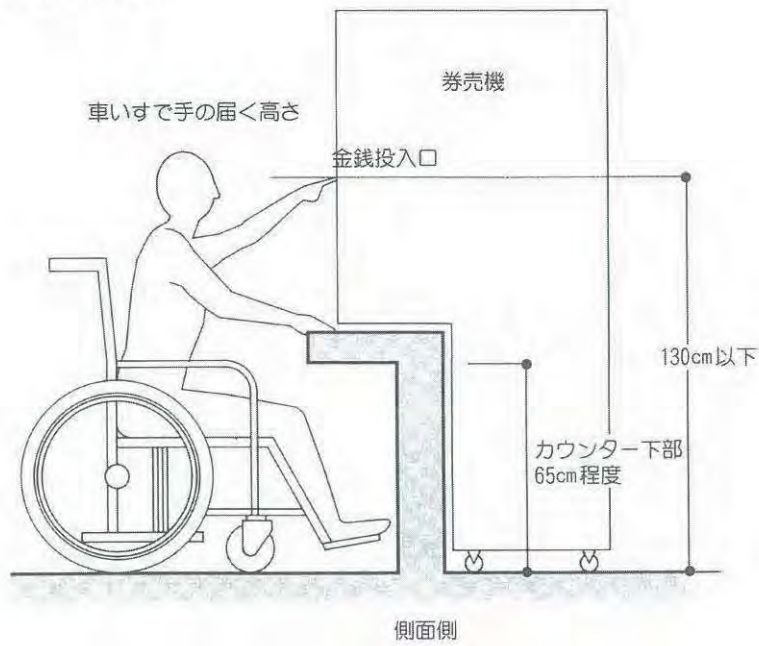
※誘導用床材：周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。(参考解説図参照)

○配慮事項

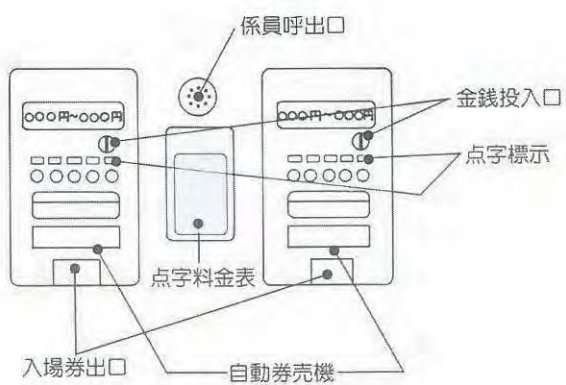
- ・ 係員呼出口は利用しやすい高さに設けること。
- ・ 操作ボタンは高齢者にも見やすいよう大型の文字等を使用し、点字標示を併設させること。
- ・ 自動販売機や現金自動支払機についても、これらに配慮した構造とすることが望ましい。

参考解説図

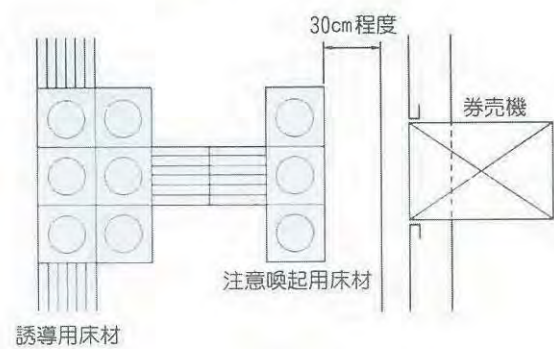
■券売機の高さの仕様



■券売機の点字標示



■誘導用床材の敷設例



1. 建築物

[15]改札口

整備の基本的考え方

建築物に改札口を設ける場合は車いす使用者が通過でき、視覚障害者が利用しやすいよう整備を行なう。

整備基準

改札口を設ける場合においては、次に定める構造の改札口を1以上設けること。

- イ 幅は、内法を80cm以上とすること。
- ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

さらに望ましい基準

- ・ 幅は、内法を90cm以上にすること。

○解説

※内法を80cm以上：内法80cmは車いすで通行可能な最小寸法。

※支障となる段：車いす使用者が通過する際に、1cm以上の高低差があり角張っている段差は、支障となる場合がある。

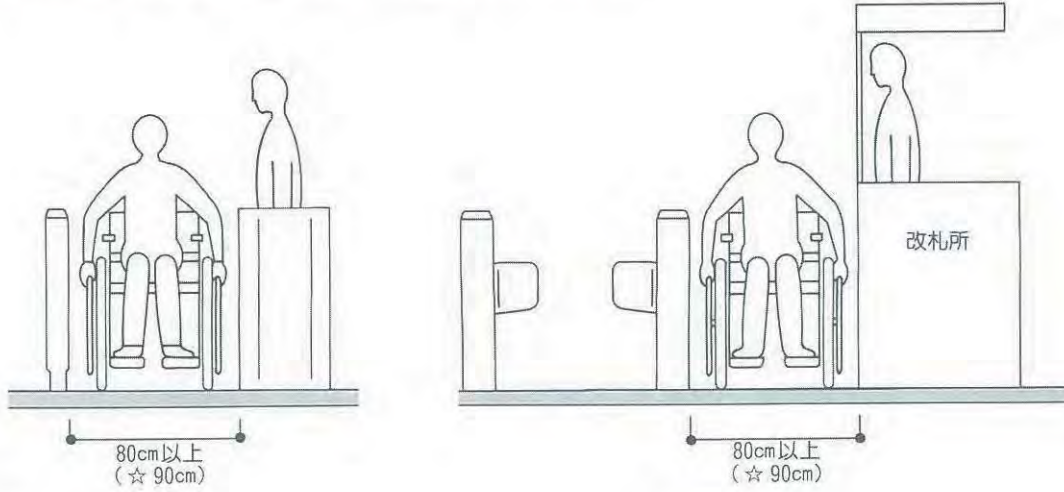
○配慮事項

- ・ 券売機から改札口に至る通路のうち1以上には誘導用床材を敷設すること（[14]券売機の項46頁参照）。
- ・ 自動改札口を設ける場合は、有人改札口を併設すること。

参考解説図

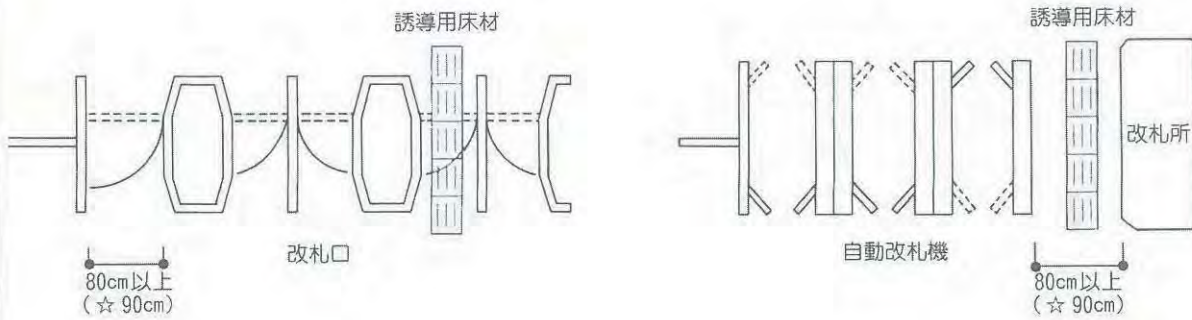
■誘導用床材の敷設

- ※誘導用床材は whichever 1 以上の改札口に敷設すること
- ※自動改札機も内法 80cm 以上のものが 1 台以上あることが望ましい



■有人改札口

■自動改札機



1. 建築物

[16] 休憩所

整備の基本的考え方

高齢者や障害者の生活関連施設の円滑な利用のため、休憩のための場所を確保する。

整備基準

公衆便所、学校等及び共同住宅等以外の生活関連施設には、施設を利用する者の休憩の用に供するための設備を適切な位置に設けること。

さらに望ましい基準

○解説

※休憩の用に供するための設備:いすやベンチ等を配置した休憩のためのスペース。

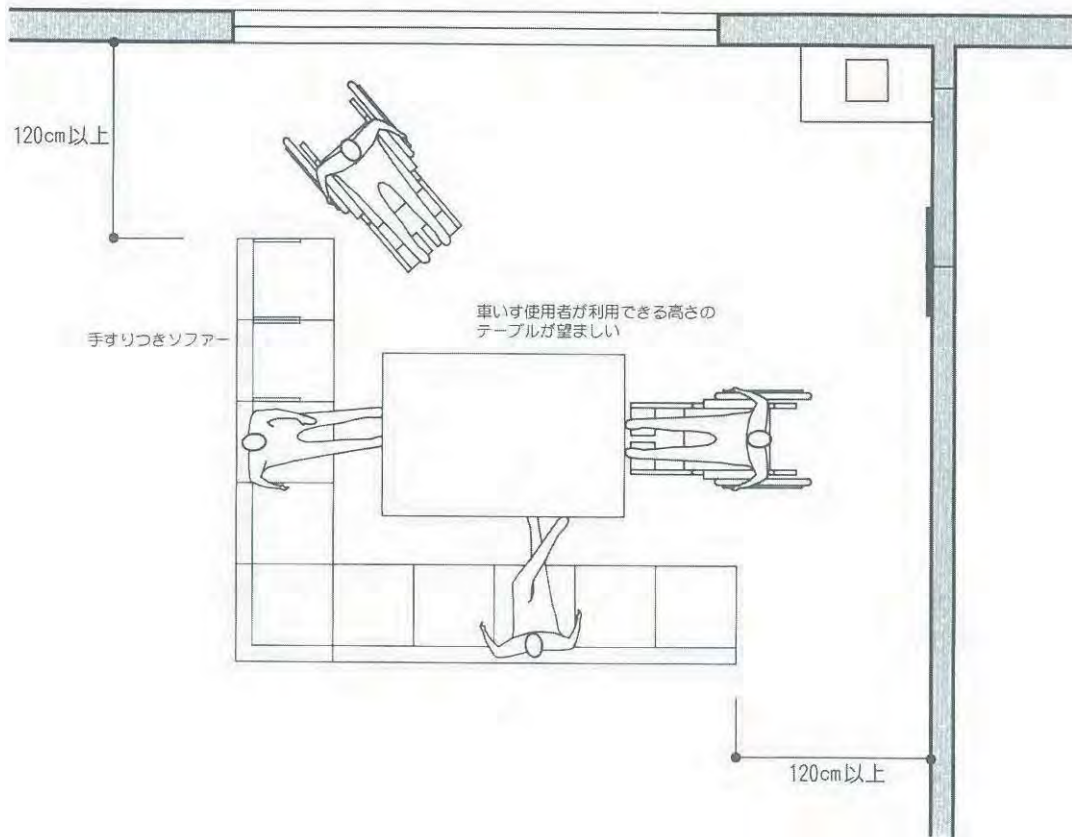
○配慮事項

- ・ いすに背もたれや手すり兼用肘掛を設けると障害者や高齢者の利用に便利である。また、杖使用者のためのベンチ(公園[6]ベンチの項参考解説図 91 頁参照)を配置することが望ましい。
- ・ 喫煙場所と禁煙場所を区別することが望ましい。

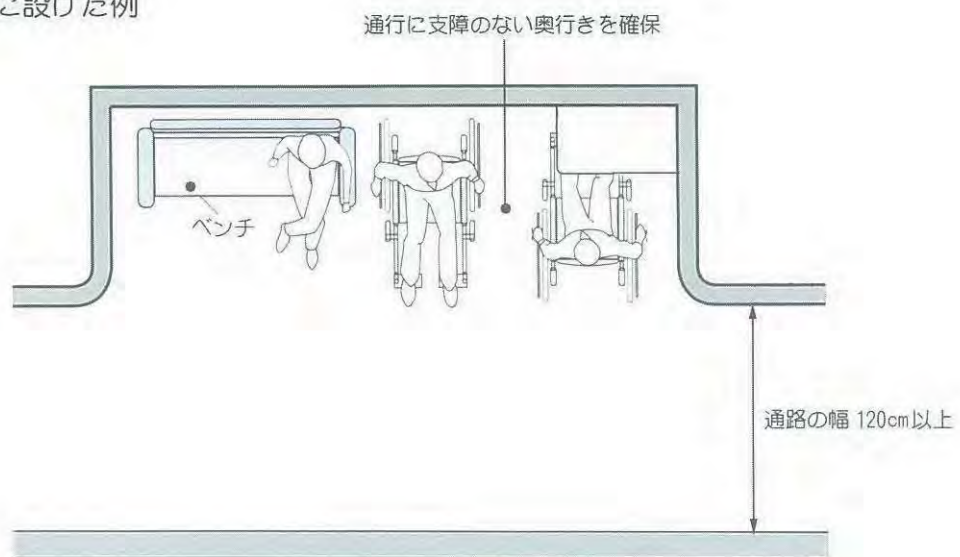
参考解説図

■休憩所の配置例

※休憩所の床は車いすで動きやすい仕上げとする



■廊下等に設けた例



1. 建築物

[17]授乳及びおむつ替えの場所

整備の基本的考え方

乳幼児を連れて出かける場合、さまざまな面で行動の制約があります。そのため、特に乳幼児に欠かさない授乳やおむつ替えの場所を整備する必要があります。

整備基準

医療施設及び物品販売業を営む店舗のうち用途面積が3,000㎡以上のもの、停車場等のうち1日当たりの平均乗降客数が5,000人以上あるもの並びに保健所、市町村保健センターその他これらに類するものには、授乳及びおむつ替えをすることができる場所を設けること。

さらに望ましい基準

○解説

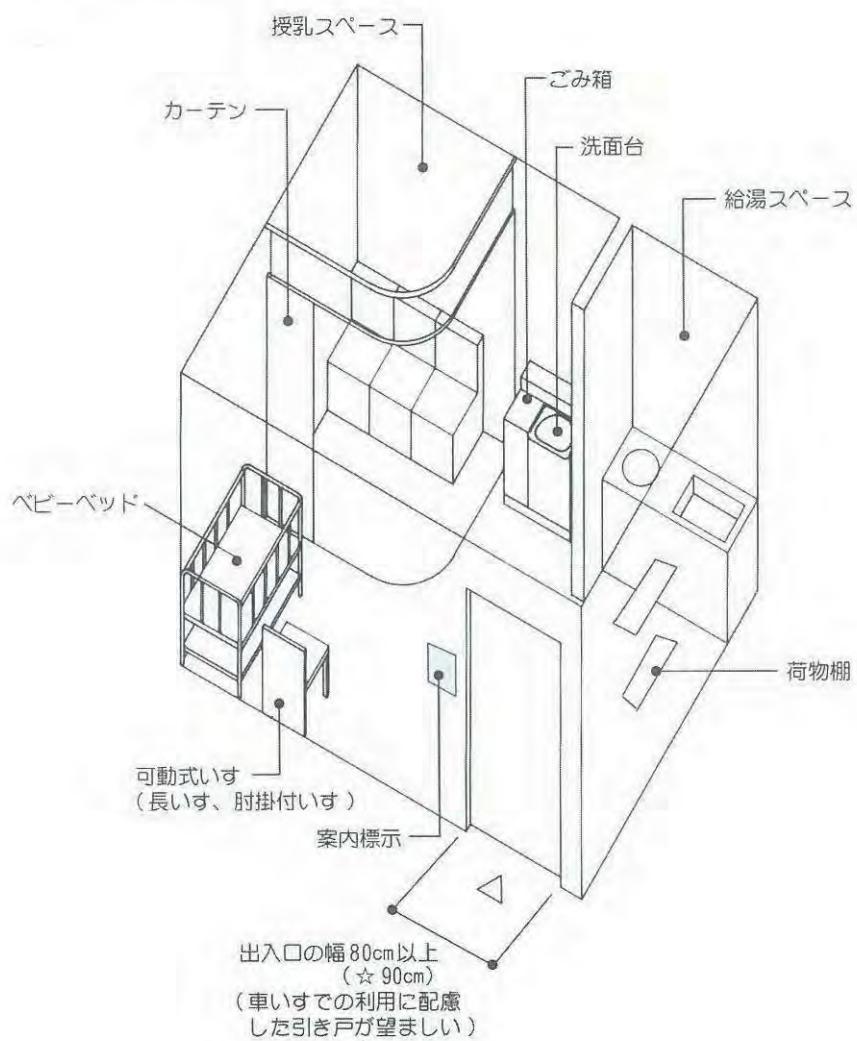
※授乳及びおむつ替えをすることができる場所：個室であることが望ましいが、やむを得ない場合でも、周囲からの視線の遮断が可能な場所。

○配慮事項

・ベビーベッド、長いす、湯沸器、流し台、ゴミ箱、存物棚などが整備されていること。

参考解説図

■専用個室の整備例



1. 建築物

[18]案内標示等(案内標示及び非常警報装置)

整備の基本的考え方

施設の円滑な利用及び緊急時などの安全かつ確実な利用のため、分かりやすく的確な案内標示や高齢者や障害者に配慮したきめ細かな情報提供を行なう。

整備基準

- (1) 案内標示を設ける場合においては、当該案内標示は、高齢者、障害者等が円滑に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方法等に配慮したものとすること。
- (2) 非常警報装置を設ける場合においては、当該非常警報装置は、光、音その他の方法により視覚障害者及び聴覚障害者に非常事態を知らせることができるものとすること。

さらに望ましい基準

○解説

※設置箇所、表記方法等に配慮したもの：車いす使用者や子供の視線等に配慮して、利用しやすい高さ
に認識しやすい標示を行なうことや、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮して、音声、点字、図、文字
などによる表示を併設したもの。

○配慮事項

・案内板

玄関付近には、施設全体を示す案内板を見やすく、かつ、通行の支障にならないように設置すること。
敷地が広く、敷地内に複数の建物がある場合においては、敷地の出入口に施設全体の案内板及びその
触知図（参考解説図参照）を設置すること。

玄関ホール内部には、建物内部の配置を示した触知図を設置することが望ましい。また、その他の
案内標示には、点字標示を併設させることが望ましい。

文字や記号はできるだけ大きく、地板の色とのコントラストをつけること。また、車いす使用者の視
線にも配慮すること。

照明は、逆光や反射ブレアが生じないように配慮すること。

・非常時の設備

非常警報装置は、音(緊急音や誘導用放送など)、光(点滅装置)、文字などの複数の標示を行なえること。
緊急時には、必要に応じて音声又は放送による誘導を行なうこと。

非常口には、段差を設けないこと。(やむをえない場合は傾斜路とすること)

避難口には、点滅型誘導灯や誘導装置付誘導灯を設けること。

防火扉は、車いす使用者の通行に支障のない構造とすること。

参考解説図

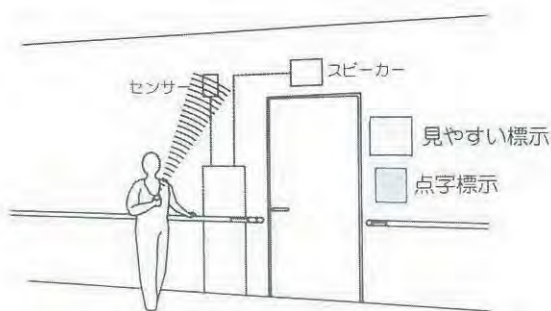
■案内装置の例



■車いす用案内装置の高さ

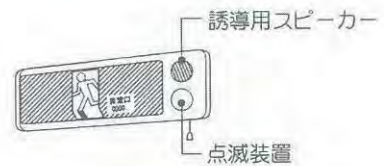


■音声誘導装置の例



■非常用誘導灯の例

点滅誘導音装置付誘導灯



点滅型誘導灯



既存設備に追加するパターン

